

第百四十五回国会

参議院外交・防衛委員会会議録第二十一号

平成十一年八月六日(金曜日)

午前九時開会

委員の異動

八月五日

辞任

岩崎 純三君

補欠選任

岸 宏一君

出席者は左のとおり。

委員長

河本 英典君

理事

依田 智治君

吉村 剛太郎君

柳田 稔君

高野 博郎君

小泉 親司君

委員

大野 つや子君

岸 宏一君

佐々木 知子君

村上 正邦君

森山 裕君

木俣 佳文君

齋藤 勤君

吉田 之久君

続 訓弘君

立木 洋君

田 英夫君

田村 秀昭君

山崎 力君

佐藤 道夫君

国務大臣

国務大臣
(防衛庁長官)

野呂 田芳成君

政府委員

内閣官房内閣外
政審議室長

兼内閣総理大臣
官房外政審議室
長

内閣官房内閣安
全保障・危機管
理室長

兼内閣総理大臣
官房安全保障・
危機管理室長

防衛庁長官官房
長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育
局長

防衛庁装備局長

防衛施設庁長官

外務省アジア局
長

常任委員会専門
員

櫻川 明巧君

守屋 武昌君

佐藤 謙君

柳澤 協二君

新井 正勝君

及川 耕造君

大森 敬治君

阿南 惟茂君

伊藤 康成君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

登 誠一郎君

○自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本英典君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩崎純三君が委員を辞任され、その補欠として岸宏一君が選任されました。

○委員長(河本英典君) 自衛隊法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。

きょうは自衛隊法等の一部改正ということで審議いただいているわけでございますが、これは一般職公務員について既に成立しておるという状況の中で自衛隊法の方も今国会でということでもう会期末が迫っております、私の方も与党であり、審議促進のために質問時間を極めて短縮しております。個別の問題は、与党でいろいろ法案の際に詰めておりますので、基本的な点だけこの法案について防衛庁長官に一、二質問させていただきます。あと残りの時間で当面の問題を一、二お願したい、こう思っているわけです。

そこで、防衛庁長官。今回のこの自衛隊法等の一部改正、いわゆる高齢長寿社会の中で公務員の定年制も延びるという中で、健康でやる気のある人は再任用して国家、社会のために尽くしてもらおうというその精神と、あと一つは適正な形で再就職が確保されるというようなこと、この二面があるわけでございます。

これまで自衛隊員も含めて防衛庁の職員は特別職公務員ということで一般職とは違った規定になってきた、これが今回一般職に準じてやるということになったわけですが、どうしても一般職公務員の勤務形態と大多数の自衛官というものの勤務形態、その職務の性格、また定年とか、そういうような面でも大幅に違うわけですので、そこで全く一律な法律を適用するということはやや不適切な面もあるわけでございます。

そこで、防衛庁長官にお伺いしたいのは、防衛庁長官自体はこの特別職公務員の中での特に自衛官の性格というものをどのように認識されておられるのか。通常の国ですと軍隊である、軍人であるということなんですが、我が国の場合はそうじゃないと。

いと。じゃ一般の公務員かという、そうでもない。その中間的な形ということで、あらゆる面で若干宙ぶらりんな形になっておるわけですが、これが第一点。そういう特性を踏まえて、今回の法改正ではどのような点を配慮しておられるのか、この点をまずお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(野呂田芳成君) 自衛官は文民か軍人か、あるいはその中間的なものかというのが第一問であると思いますが、普通文民と申しますのは、国の武力組織に職業上の地位を有しない者と解釈されていると思います。自衛隊も憲法で認められる範囲内にあるものとはいえないから、一つの国の武力組織であります以上、自衛官はその地位にある限り文民には当たらないのではないかと認識しております。

また、自衛隊は国内法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの憲法上の制約を課せられており、このような制約がない諸外国の軍隊とは異なるものと考えられます。このような自衛隊の構成員たる自衛官も通常の観念で考えられる軍人とは異なるのではないかと、こういうふうに認識しております。

しかしながら、一般に国際的な関係においては軍隊あるいは軍官に適用される国際法が自衛隊に適用される場合もありまして、一般的に言えば、国際法上あるいは自衛隊は軍隊として取り扱われ、自衛官についても軍人として取り扱われるものもあると考えます。

今回の再就職の見直しは、私どもとしては、先般の防衛調達に関する不祥事を契機としながらも、国家公務員をめぐる再就職制度の改革等の趨勢も踏まえながら行ったものであります。

私としては、適正な再就職手続を経させることによりまして、不正が生ずる余地がないようなチェックをすることで行政の責任を果たすことも

に、このような手続を経て再就職させることで、多くの隊員の再就職に対する御批判も現実にはございませう、中にはいわれなき批判もあるというところもありますので、そういう批判を払拭するため、にこういう改革を行う必要があると考えた次第でございます。

今度の見直しによりまして、一般職と基本的に同様な制度となるわけでございますが、他方で任期制自衛官については承認の対象外としておりまして、自衛隊の特殊性を踏まえたものとなっております。

今後、具体的な再就職の承認基準を策定するに当たりましては、若年定年制自衛官が例えば専門的な知識とか能力等を生かして再就職する場合に、その他の隊員とは異なる承認の仕組みを設けるなど、自衛隊員の職務や任用形態の特殊性等について配慮してまいりたいと考えております。

大変大事なことは、自衛隊の組織の基盤は人でありまして、士気が高く、資質のすぐれた隊員を保持し、隊員が誇りを持って任務に邁進し得るよう努めていくことが何よりも肝要であります。今後とも、このような考え方のもとで自衛隊の人事施策について適切な対応に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○依田智治君 再任用のような面は、やはり戦間集団という面から余り年をとってからの再任用というの難しい。しかし、知識、技能、いろいろな教育とか技術開発とかそういう面では大いに活用できるという面がありますから、私はこれはもうできるだけ積極的に活用する。そういう面では、戦間集団の特性から短期任用というのはできないことになっているんですが、私は、将来的には特性のある人を教育とか技術で短期にも任用できるということも重要じゃないのかなという感じがしますが、これはきょうは触れません。

そこで、防衛庁長官。一線の自衛官、またOBが一番心配しているのは、二十何万のうちの大多数の自衛官というのは企業等とほとんど関係ない職務についておる。今までは、職務と密接な関係

にある企業等に行く場合、役員として行く場合に限って承認対象になっていたのが、今回、防衛庁、防衛施設庁に關係ある者はすべて、また一佐以上はすべていかなる地位に行くのも対象ということになるものですから、国会報告もまた義務づけられて、しかも氏名とかその他、そうなる一佐だれだれというようなことで、他の役所は行き先もいっぱいあるし結構一般的なんです、自衛隊だけは一佐以上百人とか毎回報告があると、いかにも企業と癒着しているような印象、そのために企業の方で採用を控えるというようなことになったら、これは国のために本当に命をかける仕事をして、それでしかもその知識、技能というものを国に生かそうという自衛官が、将来のことが心配で仕事に身が入らないということでは、これは非常に困ると思うんです。

そんな点で、特に承認基準の策定、さらに氏名の公表のあり方というふうなものも全く関係ない一佐の人をずらずと報告しても意味がないと思うんですが、そのあたりのところはどのように考えておるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(新井正勝君) 自衛官につきましては、精強性を維持するために、今御指摘のありましたように若年定年制あるいは任期制を採用いたしております。そのために早期の退職を余儀なくされていることがございます。防衛に関する専門的知識、能力、経験を有する者が多いというふうな特性をこの自衛隊の組織は有しているところでございます。このことは、防衛庁といたしましては今回の制度改正におきまして重視したところでございます。

具体的には、任期制自衛官につきましては、先生おっしゃるように、在職中はほとんどの者が企業との関係を持たないということでございますので、そういった関係を持たない一般の部隊に勤務していることに加えて、任期制自衛官は在職期間が短いあるいは離職前における本人の地位及び職務等から見ましても、企業への影響力を不正に使用して再就職する事態は想定しがたいという

ことから、再就職については承認の対象外というふうにいたしているところでございます。

また、再就職の具体的な承認基準についてはございませう、自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会の報告におきまして、早期退職者が専門的知識、能力、経験を生かして再就職をする場合、あるいは専ら教育・研究業務に従事していた者が民間の同種の業務につく場合、さらには若年定年制自衛官のように、任用や離職について特別の事情のある隊員の再就職について、これらに相当する事情があると認められる場合、また企業から隊員の専門的知識、能力等に着目して第三者たる自衛隊離職者就職審査会に対し採用の要請がある場合におきましては、当該再就職が再就職者の専門的知識等を理由とするものであり、影響力を不正に行使した再就職には当たらないと判断されるため、基準の一部を緩和することが適当というふうなされております。

具体的な承認基準については、この提言も踏まえまして今後自衛官の任用形態の特殊性、その知識、経験等の活用につきまして配慮しつつ策定してまいりたいと考えているところでございます。

なお、先生今、一佐以上は全部報告になるではないかと、こういうことでございます。この点につきましては自衛隊員の再就職の透明性を確保するため、長官による承認の状況につきまして国会に報告することといたしております。その対象は、確かに一佐以上の自衛官及び行政職(十級相当以上の事務官)とすることを考えております。

これは、国家公務員の一般職の例に倣いまして行っているところでございますが、多くの人数を占める二佐以下の大半の者についてはこういう国会報告というものはないというふうな考えているところでございます。

○依田智治君 防衛庁でつくった就職についての懇談会等でも、自衛官の場合には特殊性も踏まえ、外国等のよりよい制度の導入も含めて今後しっかりと検討してくれということにもなっておりますし、当委員会でも後ほど附帯決議を、そういう面

からもしつかりとした制度を確立してくれということでもやる予定でございますので、そのような点も踏まえて、今後とも検討していただければありがたいと思うわけでございます。

以上で、この法案については終わります。

残りの時間で二点だけお伺いします。

防衛庁長官、新聞等を読みますと、防衛庁長官が空中給油機は見送ると発言しておられるというふうなのが新聞に出ております。私は、実は十数年前ですが防衛庁に来たときに、就任して間もなく、新田原基地で、帰ってきたF4戦闘機が雲で降りられないというので福岡へ行こうとすると燃料切れでペールアウトして飛行機が海の中に二機落ちた。当時二機でもう百億円以上です。空中給油機で給油すれば幾らでも上空で待機できる。それから情報収集等のAWACS、運用その他でも極めて必要で、これは決して攻撃のためでなく、専守防衛という面からも極めて重要なことで、前々中期防で研究するということになっている、次に検討すると。そして今回の中期防は来年いよいよ最終で、これは検討し、結論を得て対処するというところで、わざわざ中期防をつくってもらって、それをまた見送るというふうなことだとこれは大変問題があると思うんですが、そのあたりはどんな感じになっているのか、その点を一言。

○國務大臣(野呂田芳成君) 私は、空中給油機について概算要求を断念したとか見送るとかいったようなことを発言したことは一度もございませぬ。むしろ空中給油機は非常に騒音対策にも寄与します。一々油を入れるために帰ってくる必要もないわけですから。それにエネルギーの節約にもなりますし、演習の効率化も図られるなど、CAPが伸びるということもありますけれども、そういう利点が大変ありますから、私どもとしてはぜひ空中給油機は実現しなければいけない、こういうふうな考えております。

今、委員がおっしゃったとおり、前々の中期防では研究を進めるということでありましたが、この前の中期防では検討を進めるといふふうに変わ

りまして、今回の中期防では検討し、結論を得て対処することになっておりますから、私どもはこの趣旨は厳密な意味で尊重していかなければいけない、こういうふうにご考慮しております。

朝鮮と話をしております。

先生、万一再発射された場合どうするかというお尋ねでございましたが、シンガポールで高村大臣が、そのような場合には物、金、人の動きにつき何らかの規制を検討することもあり得るということと述べられた経緯がございます。現段階では具体的にどうかということ申し上げられる段階でございせんけれども、いずれにいたしましても、昨年の教訓というものをきちんと踏まえて、政府としては再発射を阻止するという努力を今最大限やっておりますが、万一再発射された場合には誤りなきようしっかりと対応することと心掛けております。

○依田智治君 万が一という場合には、かくかくの措置をとるぞということも再発射させないための大変有力な手段だと思っております。我々はけさも党の部会等でも真剣な議論をしてきたんですが、外務省等しつかりとこれについては腹を据えて対応してもらわなければいけませんし、また防衛庁も情報の入手その他でよろしく願いたいと思っております。

以上で終わります。

○齋藤勲君 おはようございます。

今回の自衛隊法等の一部を改正する法律案、我が党といたしましては賛成でございますが、賛成するに当たりまして一、二点お尋ねさせていただきます。

○齋藤勲君 おはようございます。

この法改正に至る背景といたしまして、改正の説明の中でも触れられておりましたけれども、昨年の調達本部に絡みます背任事件等がベースにあるわけでありまして、これは総理並びに長官から繰り返し国民に向けましての陳謝、おわびもあつたところでございます。一方、司法の段階でも個々の事件については引き続き説明をし、また調達本部のあり方についても今後のあるべき姿を模索されていくというふうに思っています。

私、今ここで事件を振り返るということでは

なくて、このことが我が国民の生命、財産を守る第一線にかかわる防衛庁の職員とりわけ自衛官、その方たちの士気への影響ということについて思い返しますと、大変はかり知れない大きなことが横たわっているんじゃないかというふうに思っています。

そこで、この事件が発足して以来今日まで、いわゆる一般自衛官の方たち、第一線で国土防衛に当たる人たちに對して、事件を中心にした問題についてどのような話し合いと申しましようか、防衛庁としてどうかかわり合いを持つてきたのか、お尋ねさせていただきます。

○國務大臣(野田芳成君) 今、委員から御指摘ありましたとおり、一般の防衛調達に係る一連の不祥事は、防衛庁・自衛隊に對する国民の信頼を大きく失墜させ、さらには第一線の自衛官の士気にも大きな影響を与えたところでありまして、極めて遺憾なことであり、改めて私から国民におわびをしたいと思っております。

これらの不祥事に対する深い反省を踏まえまして、国民の信頼を一刻も早く回復したい、そして隊員が自信と誇りを持つて旺盛な士気、気概を持つて勤務に精励できるようにしたい、そういう環境をつくるのが私どもの責任であるということと、私も全国の隊員に向かって何回か直接そのことを訴えた次第でございます。

自衛官の中から防衛庁の指導部に對しまして、何か意見あるいは要望等、そういった指摘というのは目に見えた形であつたんでしょうか。

○政府委員(守屋武昌君) ただいま大臣から御答弁がありましたように、昨年の防衛調達に係る一連の不祥事を厳密に受けとめまして、防衛庁では種々の改革を行うために防衛調達改革本部を昨年十月に設置しまして、調達制度の改革、調達機構等の改革及び自衛隊員の再就職のあり方の見直しの三つの施策を内容とする調達改革の具体的措置を取りまとめたところでございます。

まず、この改革本部をつくるに当たりまして、防衛庁長官が本部長を務められましたけれども、政務次官、事務次官、統幕議長、陸海空幕僚長、官房長、局長などが構成員となつておりまして、ここで自衛官の意見を酌み取るという体制をつくつたわけでございます。

それから、具体的にどんな意見が出てきたかというところについては、自衛官サイドから、調達制度の改革につきましては現場で防衛力整備の面に支障を来すことのないようという観点から関係各機関の連携を強化しまして迅速な予算執行及び円滑な調達に努めてほしい、こういう要望がなされました。

それから、自衛隊員の再就職のあり方の見直しというものが大きな焦点になったわけでございますが、これは先ほどから答弁いたしておりますように、自衛隊は精強性を維持する観点から若年定年制や任期制という他の国家公務員にはない特殊な任用制度をとつておりまして、再就職の問題は自衛官にとつては大変大きな関心事でございます。この観点から、再就職のあり方を見直すに当たりましては一般隊員の士気や再就職に与える影響について十分考慮してほしいという意見が上げられてまいりまして、これを踏まえて我々は作業を進めてきたところでございます。

○齋藤勲君 今回の事件でそうした取り組みをしていただいたということは御説明していただいた

ちなみに、こういった事件が起きて以来、一般

わけですが、日ごろそういった第一線の自衛官の人たちの意見、要望を酌み取るシステムというのを、今回の事件があったからということではなくて、常設をして、いや常設をしなくてもいつも風通しのいいものになっているんだと。これはあえて言えば、シビリアンコントロールの観点だと。

そして、第一線で緊張感を持って携わっている隊員の人たちと、こういった事件があると非常にさしみが生じてまいりますので、日ごろのそういったある意味では風通しのいい部分というのはいつもきちんとしておくべきではないかというふうに思っています。今回、事件があったからということではなくて、日ごろの取り組みというのが必要だと私は思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(守屋武昌君) 先生御承知のとおり、防衛庁においては、政策的な観点からはいわゆる背広組で構成される内部部局が、それから軍事的な専門的な観点からは主として自衛官で構成される陸海空幕僚監部、それから統合幕僚会議が、それぞれの立場で長官を補佐するという役割分担をとっております。

こういう防衛庁・自衛隊の組織を有効に機能させるためには、ユニホームとシビリアンとの間で相互に自由な意見交換が行われまして、十分な意思疎通が図られることが極めて大事であるということとは私もよく認識しているところでございます。

かかる認識に立ちまして、防衛庁の庁内におきましては、庁議とか参事官会議などの各種の定例的な会議の場を持っているところでございます。そのほかにも、私も内局には官房、防衛、人教、装備、経理と各所掌を分けた局がございまして、そのもとに各課長がおられるわけでございますが、これに相應する各幕僚監部、統合幕僚会議の部長、課長の組織がございまして、その局長レベル、課長の組織がございまして、その局長レベルの部長、課長クラスと週単位、月単位でより細部の問題について緊密な意見交換を行っているとい

うことでございます。

それから、防衛庁長官あるいは防衛政務次官におかれましては、部隊の実情を把握するために、国会の合間を縫って精力的に部隊視察に出かけられておられまして、現場の隊員の意見聴取に努めているところでございます。

先般も、日曜日でございましたけれども、大臣は江田島まで行かれまして、将来の海上自衛隊の幹部職員がどのようにして錬成されるかということ等を視察に行つてまいつてきたところでございます。

○齋藤勲君 このことに関連いたしましての質問はひとまず終えますが、いずれにしましても、今回の背任事件等で防衛庁に対する国民の信頼を著しく失ったというふうには私は言わざるを得ません。そしてまた、こうやって法改正に至るといふことは、一般自衛官の再就職のあり方、再任用のあり方を含めて、ある意味では防衛庁全体のこれからの方向を見直すという、そういったスタートになった原因であろうと思ひます。ぜひこれからも真剣な取り組みをお願い申し上げたいと思ひます。

第二点目でございますけれども、いわゆるガイドライン法案が成立をされ、五月二十八日に公布をされております。まず第一点目に、施行日は三月以内と、こうたわれたわけでございますが、三月月といふと八月になるんですけれども、施行日についてはいつを考へられておりますか。

○国務大臣(野田芳成君) この周辺事態法の政令の施行日でございますが、法律は平成十一年五月二十八日に公布されました。法律の附則第一項において、今、委員からお話がありましたように、「この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされております。このため、同法に定める期限であります八月二十七日までの間に施行しなければいけません。現在、施行に必要な事務を考えながら、施行期日及びそのための政令の閣議決定の期日を検討しているところであります

が、二十七日の少し前に施行する方針で今進めております。

○齋藤勲君 そこで、施行に向けて、この間全国の都道府県を対象にいろいろ説明会をされているというふうには思ひます。

また、米軍基地を抱えます都道府県で構成しすいいわゆる渉外関係知事会、この会議も先月の二十九日に定期総会を都内で開いて、この新ガイドラインに基づきます自治体協力ということについて検討し、さまざまな点で政府に対しても質問をし、政府が答えられているというふうには聞いております。

さらに、この二十九日の総会後、この渉外知事会等が国へ七十七項目にわたる質問を出されたと、わずかな内容でございますが、新聞でも報道されているわけでございます。この渉外知事会の質問書、どのような質問の内容であったのか、それについてお尋ねさせていただきます。

○政府委員(伊藤康成君) 去る七月六日でございますが、周辺事態安全確保法の第九条に關しまして解説というものを(案)という形でございまして、全国の各地方公共団体にお配りしたところでございます。

その七月六日以降、それぞれ各地方公共団体の、いろいろな団体がございまして、例えば市町村レベルでございますと基地協議会ですとか、また今御指摘の渉外知事会あるいは全国知事会の国際化問題委員会というような席がございました。そういったところでお時間をいただきまして私出かけてまいりまして、解説書の中身を御説明してまいっているところでございまして、そのほか事務レベルでもいろいろとそういう場を設けていただいているところでございまして、引き続き今後とも各市町村なりあるいは県なりから御要望があれば、そういう場を設けていきたいというふうには思っている次第でございます。

そこで、二十九日には渉外知事会で御説明したわけでございますが、このときは既に七月六日からかなり時間がたつておつたということもござい

まして、主としてこの解説案についての内容の確認というようなことが多かったというふうには私は承知しております。

この席では、私から御説明するというよりは、あらかじめその御用意されていた質問について私の方でお答えするというような形をとらせていただきました。その上で、今御指摘の七十七項目という非常に数の多いものでございまして、質問書と申しますか、こういったことについて御説明いただきたいという文書はいただいたところでございます。

ただ、その中身でございますが、これは相手方のあることでございまして、個々に御説明するのは控えさせていただきますが、主として私どもが解説の中で書いたことの確認と申しますか、そういった中身になっております。中にはかなり細かい手続等に関するものもございまして、今後政府内部、関係各省ともよく相談した上で回答をいたしたいというふうには思っている次第でございます。

○齋藤勲君 先ほど施行日の話を伺いましたけれども、それまでに回答すると、こういうような準備をされているんでしょうか。

○政府委員(伊藤康成君) ただいま申し上げましたように、大変多岐にわたつておること、それから各省庁にわたるもの等ございまして、若干今まだ具体的にどの時点といたるところまでの整理はできておらないところでございまして、一つの目標として施行日というのがあることは確かだと思ひます。

○齋藤勲君 質問項目が七十七項目というのは、今時間の関係もあり、そしてまた渉外知事会の意向もあつて、内容については触れないということですが、この間、この七十七項目の質問書を明らかにしてほしいということを政府あるいは渉外知事会へ私は要請をいたしました。

しかるに、政府の方は渉外知事会の事務局の同意を得てというようなことで、何か煮え切らないままに、この質問書の内容が私どもに提示をされ

質問書を公開しないということの結論が必ずしも出ているわけではございませんから、今の段階でこれ以上のクレームをつけるつもりはございませんが、少なくとも行政に、各都道府県にあつても、私は県民の立場に立つたあり方ということで、このことを政府に対して申し入れをしたわけでありまゝすし、政府の方も国民の生命や財産を守ろうということと新ガイドライン法、自治体との協力ということですから、こういった内容については積極的に質問書の内容そして検討状況について情報公開をしていくという姿勢がなければ問題ではないかということについて一点申し上げさせていただきます。

次に衆議院の安保委員会でしょうか、大変にぎやかに尖閣諸島に行こうか行くまいかということとでいろいろ議論をされているようでございします。私は、本委員会、委員長、尖閣諸島へ行きましようということを言うわけではございませんが、尖閣諸島の問題につきまして、我が国の固有の領土であるということを私自身も認識をしていますし、政府もそうだというふうに思っています。

そこで、この尖閣諸島でございますが、改めて我が国の領土であるという根拠、長文であればはしよっていただくというのは大変失礼な言い方ではありますが、我が国の領土であるという根拠はこういう根拠で尖閣諸島は我が国の領土なんだということの説明、そして中華人民共和国、いわゆる中国がこれは中国の領土なんだということをどういうことで主張しているのか、このことについてお尋ねさせていただきます。

○政府委員（阿南惟茂君） 事実関係についてかい
つまんで申し上げます。

我が国は、國際法上、先占と呼ばれる行為によつて尖閣諸島の領有權を取得いたしました。國際法上、先占による領土の取得のためには一般的には三つ要件がございまして、第一に取得せんとする土地が無主の土地であること、第二に國家が領有意思を持つてこれを行うこと、さらに第三、実効

的な占有が行われること、この三つの要件が満たされなければならぬとされておりますが、尖閣諸島の場合につきましては、まず第一に、尖閣諸島が無人島であり、かついかなる国の支配下にもなかったことが、明治十八年以降再三にわたる当時の調査により明らかにされているところでございます。

また第二の要件につきましては、明治二十八年一月十四日の閣議において尖閣諸島を我が国の領土として沖縄県に編入することが決定されております。すなわち、国家が領有意思を持って行ったということでございます。

第三の要件につきましては、明治二十八年の閣議決定後、政府より土地の借用許可を受けた民間人がこの許可に基づいて現地で事業を営んできた事実があるほか、国ないし沖縄県の係官もしばしば実地調査等のため現地に赴く等しておりまして、自来、尖閣諸島につき実効的な占有が行われてきたことは明らかでございます。

以上 先占によつて領有権を取得した、その先占に必要な三つの要件、これは今申し上げたような形で十分に満たされているということ、これが根拠でございます。

○齋藤勤君　もう一つ、我が国と中国。

○政府委員(阿南惟茂君) 中国の主張は、私どもこれは根拠がないと言っておりますので、別にしつかりした説明を私から申し上げる立場にございませんが、歴史的にうちのものだったと言われますと、向こうの方が歴史が古い国というようなことがございますのと、一つのポイントは、向こうはこれは日清戦争の後の馬関条約で割譲された台湾及び澎湖諸島の一部だという、したがって向こうの主張では台湾が中国のものになっているわけ、その観点からは、明らかに中国に属するものである。

他方 我方は、この尖閣諸島というものは南西諸島の一部であるという主張を一貫してしておりますので、これはサンフランシスコ条約の経緯それからアメリカとの関係の経緯からいっても事

そういうことで、中国には中国の、いろいろ歴史の資料等を持ち出して中国が先に占有していたんだというような主張をしていることは私も承知しております。

○齋藤夢君 私、中国側の主張というのをそれなりに調べさせていただいた範囲で言いますと、中国外交部は一九七〇年十二月の人民日報で、中国の不可分の一部であるということの声明を出しています。七八年に訪日した鄧小平、当時の副総理が、この問題は棚上げしても構わないということとで、次の世代、我々もつと知恵があらうということで、中国側は、自分たちの領土であるけれども、そういう意味では棚上げしてもいいということとを言い、そして九二年には中国領であると明記した領海接続水域法を制定している。

九二年に、中国領であると明記した領海接続水域法を制定しているというのは御承知ですね。
○政府委員(阿南惟茂君) 存じております。

○齋藤勁君　我が国と中国の間には領土問題についていわゆる課題があるということは我が国としては認識をしない、あるいは中国側も、日本と領土問題があるというのは認識をしない、双方とも領土問題で課題があるという認識をしない、すれ違ひのままだという、そういう状況なんではないか、この尖閣諸島の問題というのは。

○政府委員(阿南惟茂君) 両方ですれ違いという先生の御指摘は、第三者の目から見るとそういう状況かもしれませんが、まさに我が国の立場からすれば、先ほど申し上げましたような明確な根拠を持って尖閣の領有権を主張しているわけでございますので、中国との間に領有権をめぐる問題はないというのがはつきりした立場でございます。

また 先生が言及されました鄧小平さんの、これをどう処理するかということについての政治的な判断ということだと思いますが、これについて中国はこの問題で日中が争うのは好ましくないという判断を述べられたと思いますが、その点は私どもも結構なことだと思っております。

ただ、これをもつて日本が尖閣の領有権問題を棚上げしたということではございません。これははっきりしております。

○竊賊勁君　そこで、ここ最近と申しましょうが近年という言い方でしょうか、中国の海洋調査船の往来が激しいということで、これは報道等、あるいは当然我が国の警戒監視のそういった中で把握をされ、また防衛庁のみならず海上保安庁も巡視船でこれらの航行について把握されているというふうに思います。

この海洋調査船ですけれども、既に資料で何月何日という船がということについては承知をしておりますので、では海洋調査船は何を調査していたのか、これはどういうふうに把握されておりますか。

○政府委員(阿南惟茂君) この海洋調査船が我が国の排他的経済水域に入って調査活動を行っている、そういう場合には海上保安庁の方で何をやっているのかということを知りたい。また、調査船が、すべての船が同じような回答をしたかどうかかは存じませんが、まさに海洋の調査をしているとか資源の調査をしているというような回答を得ているケースがございます。

○齋藤勤君　実際、そこで何をしてきたかということについてなかなか回答がないと。そうしたら、この船そのものはどういう海洋調査をする能力を保持している船であるか、装備、設備をしている船であるかということについては、当然我が国として把握されているんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 海洋調査船も、奮闘四号とかいろいろなタイプがございますので、私どもも逐一、外務省としてどの船がどういう機能を持っているかということは存じませんが、大体において船の大きさと大体どういう性格のものかというところは存じております。一つ一つの船について詳細は、今現在私は正確な情報を持ち合わせておりません。

○齋藤勲君 それは外務省ではなくて、他の省庁

でも同じですか。海洋調査船の排水量が何トンであるとか、船の規格と申しますか、どういう能力を持った海洋調査船かどうかというのはこのボジションでもわからないんですか。

○政府委員(佐藤謙君) 海洋調査船の実態につきまして私どもも関心を持ち、私どもの例えばP3C等で警戒監視をするとか、そういうことで状況を把握しております。

そういうものに基づきまして、この海洋調査船の内容あるいは船としてのタイプ、そういったものも確認をしているわけですが、今、先生おっしゃいましたように、どうしても概括的なものはいろいろな資料から把握しているわけですが、きましてはなかなか限度があるということでございます。

○齋藤勲君 つい先日、総理として外務大臣も中国へ行かれたときに、この海洋調査船の排他的経済水域内への航行問題で抗議をされていますね。抗議を、話をしているわけですから、例えば海洋調査船について双方の外務大臣が、あなたの海洋調査船は何をしていったんだ、という設備をしているんですかというところまでのやりとりは、外務大臣同士じゃないかもわからないですけども、たくさん話をして双方は言っているんだから。この海洋調査船というのは、どういうことをやっているのかということは日中間関係であつたら普通に話をしても別に不自然ではないと思うんですけども、抗議をしたから聞けないのか、そういうような関係は全くないのか、何か不自然なような気がするんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 小淵総理が訪中された際には、今、先生おっしゃいましたような首脳レベルでもまた外相レベルでもこの問題を取り上げて、日中間の海を対立の場としちゃいけないということを総理も外務大臣も言われました。

そして、調査船の問題等々について問題を提起されたわけですが、このレベルで逐一海洋調査船の実態を聞かれることはいたしません。

したけれども、私どものレベルで、先ほど申し上げましたように、どういう調査をやっているんだというようにことはやっていると聞いています。基本的には、申し上げるまでもなく、中国は排他的経済水域の境界線が引かれていない現状では何も自分たちはおかしなことをしていないというのが基本的な立場でございます。

さばりながら、最近、私も注目して見ておりますが、海洋調査船の活動は暫時とまっています。すなわち我が方の経済水域の中に入ってきていないというふうに承知しております。

○齋藤勲君 今答弁されたようなことを中国の唐外相が、中国側としてはEJZ領海の線ははっきりしているんだというところで言う必要はないという言い分でしょうけれども、一方で日中協議に關しては必要な協議を行うということは大切だと、そういったことになっていきますね、阿南閣下。

お互い、入ったか入らないかということとはここに置いておいても、ある意味ではそうすると中国が科学的な調査をしているということ、そういったレベルでの話というのは日中協議の組上のらないんですか。科学的な部分でこういう海洋調査をしていますと、そういったような話はないんですか。

○政府委員(阿南惟茂君) 中国側から見れば境界は決まっているのであろうという御発言でございますが、日中間では境界が画定していないということは双方の認識でございます。海洋法協議をやるといふのは、早くこの境界線の画定をやること。これは漁業協定の問題等々、いろいろな問題にかかわる根幹の問題でございますので、境界線を早く引き、日中の排他的経済水域の範囲をきちんと決めよう、そういう協議を行うわけでございます。

ただ、それはそういう場で、今、先生おっしゃったような問題を取り上げて、どういう調査をやっているんだということを聞くことは、そういう可能性が排除されているわけではもちろんございません。

○齋藤勲君 いずれにしましても、日本側でいいますと、日本の同意を得ないということと両国首脳並びに外務省の審議官も中国外務省に抗議をしているわけですか。

そこで私の手元にございますが、六月二十日付の朝日新聞で、「中国調査船対策を検討」ということで、「尖閣諸島付近水域、主張定着を政府懸念」、中国側の主張定着を政府懸念ということ、それぞれの抗議をずっと続けているけれども、抗議した後も中国船の調査活動は続いている。日本政府は、これ以上見過ごすと中国の主張を認めることとなると判断、内閣外政審議室が中心となって外務省、海上保安庁、防衛庁、資源エネルギー庁などに対応策の協議に入ったということが報じられています。

そして、これは先月ですけれども、小淵首相の訪中の際に遺憾の意を江沢民国家主席に伝えた、これは遺憾の意を伝えたということは伺っております。引き続き排他的経済水域内で科学的海洋調査を規制する法律の整備というのが一つ。それから、海域での海上自衛隊の哨戒機によるパトロールの強化というのが二つ目、というのが浮かんでくるというのが報じられております。

質問させていただきますけれども、この抗議後も続いているということ、中国の主張を認めることになると判断して内閣外政審議室が中心となつて関係省庁と対応策の協議に入ったということとは事実なのかどうか。そして、排他的経済水域内で科学的海洋調査を規制する法律の整備を行うということについて検討に入ったのか、検討を考えているのか、お尋ねさせていただきます。

○政府委員(齋藤一郎君) 我が国の排他的経済水域における外国船の海洋調査活動でございますけれども、外政審議室におきましては、我が国の現行の国内法、例えば鉱物資源については鉱業法がございまして、さらには、水産動植物については漁業主権法という法律がございまして、こういう法律が適用できるのかどうかという点を中心として整理、検討を行っているところでございます。

ございまして、先生の方で御指摘になりました、報道にあるような調査を規制する新たな法律の制定を検討しているというような事実はございません。

二番目の質問で、もししていないんだとしたらどうしてしないのかということでございますけれども、我が国は、海洋の科学的調査につきましても、これは人類全体の利益に寄与するものであるということから、できる限り自由なものとするということが望ましいという観点をとっております。したがって、国連海洋法条約締結のときにも、海洋の科学的調査を包括的に規制するための特段の法令というものは設けなかったというのが事実でございます。そして、現時点におきましても海洋の科学的調査を規制する法律ということとは、したがって検討は行っておりません。

ただし、何もないということではございませんで、今回のように外国の船舶が我が国の排他的経済水域の中において海洋の科学的調査を行わんとしているときには、我が国の事前の同意を得ねばならないという国内的な手続、いわゆるガイドラインというのを関係省庁で相談して設けておりました。これは各国とも基本的には承知しているというふうには我々は理解しております。

したがって、そういうような事前の要請を得た上で、しかるべく審査をした上で適当と認めた場合にはそれに同意を与えるというのが現在の我が国の立場でございます。

○齋藤勲君 今回の調査、検討に排他的経済水域内での科学的海洋調査を行うことについて、あるいは中国側に対してどう対応するかということ、関係省庁の協議。もう一つ柱として、尖閣諸島の領有権問題というのが出てきたのが一九六八年のECAFEE、国連アジア極東経済委員会の沿岸鉱物資源共同調査団がこの周辺の大陸棚に豊富な天然ガスや石油埋蔵の可能性が大きいという報告があり、我が国も、総理府が六九年と七四年の二回調査を行ったところ可能性が有力視されるという

ことで、にわか尖閣諸島の存在がクローズアップされて、台湾あるいは中国が海底資源の開発とも絡んでいろいろ領有権を主張してきたというのが経過ではないかというふうに思います。

そうすると、我が国として、尖閣諸島が固有の領土である、それならば天然ガスや石油埋蔵の可能性が大きいということで、ECAF Eであるいは我が国自身も可能性が大きいという調査をしているならば、少なくとも二十年、三十年継続した我が国の取り組みがあれば違った展開になっていたのではないかとこの間、通産省、資源エネルギー庁は、六九年、七四年の総理府調査あるいは国連の方の調査を含めて、どうも継続した取り組みをしていないというふうに見受けられるんですが、それらについてはいかがでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 先生おっしゃいましたように、中国がこの領有権を表明して主張し始めたのは一九七〇年、先ほどおっしゃいました、まさにECAF Eの調査の後なんです。それ以降はいろいろ古い資料等が出てまいりましたが、我々はそういう動機であるということを考えております。

他方、私も、なぜその後ずっと継続してなかったかということについては必ずしもつまびらかにしておりませんが、先生御案内のように、あの後、日韓大陸棚開発ということがずっとございまして、結果は出なかったわけでございます。

そういうようないろいろな実上の理由、そしてそこから東シナ海は続いておりますので、その辺は技術的な判断もあつたかと思ひますが、おっしゃる通りに、調査とかそういうものが継続されていないということは事実でございます。

○齋藤勲君 今回の領有権問題にそういった伏線があるとしたら、これは我が国自身がむしろ主体的に継続して取り組んでこなかった点、もう一つは我が国側の取り組みとしては反省する点があるのではないかと、内閣外政審議室が中心となるかどうかはお任せしなければなりません。

が、政府として関係省庁、とりわけ資源の観点から、これまでの経過として現状、今後の方向というところでぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

再度そのことについてお答えをいただきますし、私の質問を終わります。

○政府委員(登誠一郎君) この海洋調査の問題は、日本自身としても大変関心のある問題でございますし、特に日本の排他的経済水域内で行われるという点については、これは適切な対処をしていくということが当然でございますので、先ほど御説明申し上げましたように、ガイドラインというものがございますので、それを各国にも遵守していただくということを徹底したいと思ひますと同時に、必要に応じて関係省庁の間で検討を続けていきたいというふうに思っております。

○齋藤勲君 ありがとうございます。

○高野博郎君 それでは最初に、自衛隊法等の一部を改正する法律案について二、三お伺いいたします。

調達実施本部の背任事件とか、あるいは元防衛政務次官の贈収賄事件、その他さまざまな不祥事件が相次いで起こったんですが、防衛庁あるいは自衛隊員に対する国民の信頼が失われたわけですが、この改正によってその信頼は回復できると思ひでしうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 国家公務員の再就職に関しましては、一般職国家公務員についての規制が各方面でいろいろな議論がなされました。そのことを踏まえるとともに、我が方でも、防衛調達に関する不祥事を契機に、自衛隊員の再就職についてもいろいろな問題が提起されたわけでございますが、こういう動きを受けまして、さらに国会での御議論や部外有識者から成る自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会の提言も踏まえまして、我々はこれまで一般職国家公務員に比べて厳格さを欠くのではないかな等の御指摘もあつた自衛隊員の再就職手続について見直すことにして、この改正案を国会に提出させていただいたところであります。

あります。

今後、具体的な承認基準の作成を含めてできるだけ速やかに対応するとともに、調達機構の改革や調達制度の改革に取り組みでまいり、国民各位の信頼を早急に回復したいと考えております。私どもは、今度の一連の改革によってかなり国民の信頼回復につながる措置ができるものと考えておるところであります。

○高野博郎君 私は何回も指摘をしているんですが、調達本部の不祥事と自衛隊員の再就職とは関係ない、次元の違う話だと言ってきたんですが、どうもそこそこがクリアになっていないと思ひます。

そこで一つお伺いしますが、再就職に当たって、再就職の承認についての具体的基準ですが、これは、承認の判断基準は総理府令で決めることになるといふことですが、具体的に基準についての考え方をもちたんでしょうか。

○政府委員(新貝正勝君) 基準の問題でございますけれども、基本的な考え方としては、一般職の例を参考にいたしまして、本人が所属している機関と企業との間の年間契約総額が当該企業の年間総売上額に占める割合、いわゆる企業の防衛庁への依存度でございますが、これが一定の水準以下であること、本人がかかわった契約額が企業の年間総売上額に占める割合または契約額そのものが一定の水準以下であること、再就職先での地位が防衛庁との契約の折衝等を行う地位でないことといったような基準を満たしまして、かつ公務の公正性の確保に支障が生じない場合において再就職を承認することが適当というふうにされておるところでございます。

したがって、こういう基本的な考え方を踏まえつつ、自衛官の任用制度等の特殊性に配慮しながら、具体的な基準につきましては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○高野博郎君 その一定水準という考え方は、だれがどうやって決めるんでしょうか。というのは、企業の規模によっては水準は変わる可能性がある

わけで、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(新貝正勝君) 具体的なこういふ承認基準でございますけれども、先ほど申し上げましたように、「自衛隊員の再就職の在り方に関する報告」を我々は受けましたけれども、その提言を踏まえて、一般職国家公務員の例を参考にしで行うというふうに考えております。

一般職の国家公務員では、人事院の方からある程度の基準等が示されておりますので、それを参考にしつつ、今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○高野博郎君 それでは長官にお伺いします。

情報収集衛星の国産化、あるいはTMDの共同研究、こういうプロジェクトについては膨大な予算を伴うわけですが、これらにかかわる民間企業に対して天下りする数が相当ふえるのではないかと思ひますが、この点についてはどういふ認識をされておりますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今、委員から御指摘があつたように、TMDの日米共同研究や情報収集衛星に関連する企業に天下りがふえるんじゃないかという御指摘でございますが、これらの事業についてはまだ担当企業が決まっているわけではございません。したがって、特定の企業というのはだれかということが全くわからないわけですから、自衛隊員の再就職が増加しているという事実は今全くないと思ひます。

私どもは、装備品の調達等のための契約企業の選定に当たっては、去る四月に取りまとめた「調達改革の具体的措置」に従ひまして、適正な競争性を確保しながら透明性、公平性を確保していこう、こういうことで企業との癒着の批判を招かぬように今真摯な対応をしまひる覚悟であります。

そういうことで、今回の多くの隊員の再就職に対する批判を払拭することが今度の改正法の基本的な考え方でありまして、ぜひこれを成立させていたいて、隊員の再就職について今後適切に対応してまいりたい、こう考えているところであります。

ます。

○高野博師君 企業によってはもう既に活発な動きをしているという情報もありますし、ぜひその透明性あるいは公正性というのを守っていただきたいと思っております。

それでは、北朝鮮の問題について伺いたいします。

先ほど局長からお話があったように、ミサイルの再発射阻止に全力で外交努力をしているということ、二つのメッセージを北朝鮮に送っている。一つは否定的なメッセージ。これはASEANの議長声明で、北朝鮮のミサイル問題は地域の安定にとって深刻な結果をもたらす得るものだというようなことで、これはインドあるいはEU、中国、ロシアも加わった形で声明を出したわけですが、これも抑止の効果はある程度期待できるのではないかと。

もう一つは、日米韓の外相が共同声明の中で、先ほど言われたような否定的な影響をもたらすだろうと、こういうメッセージも送っている。それから、コエン国防長官の来日の際にも、日米韓の連携を確認していると。そしてまた、日韓両国で搜索救難の共同訓練も初めて行われたと。これも北朝鮮に対する牽制になっているのではないかと。

しかし、こういうメッセージが果たして伝わっているのかどうか。どういふふうにと受けとめられているのか。北朝鮮側の前向きな、あるいは建設的な対応というのはいまに見られないわけで、ミサイルの実験は国家の自主権に属するという主張を繰り返しているのみであります。この点について、この抑止の効果はどういふふうにならなっているか。それとも、逆にむしろ北朝鮮を追い詰めているのではないかと、あるいは挑発とか脅威と受けとめられてはいないか。むしろ、再発射の方向に向かわせているのではないかと、そういう感じもするんですが、その辺の認識はどうでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) 確かに先生御指摘のよ

うに両面あるわけでございますが、北朝鮮側のいろいろな報道等では反発している様子が顕著に出ているわけでございます。

ただ、今回、シンガポールでARFとか日米韓外相等からメッセージを出した、この我が方の働きかけに対する北朝鮮の反応というのは、まさに現在ジュネーブでやっております、四カ国会合の枠外でやっております米朝協議、ここで北朝鮮が内々の会談においてどういふ対応を示すかという、これは非常にクルーシアルな問題だということ注目しております。

先ほど若干述べさせていただきましたように、アメリカ側はともかくこのメッセージをかなり含めるように、撃った場合の拒否的な、否定的な効果、またこれを抑制すればどういふ利益が得られるかということを詳細に説明し、北朝鮮側は、我々の仄聞しているところではそれに直ちに反発しているということではないようでございますが、必ずしも明確な反応が出ているとはまだ聞いておりません。

米朝協議は一応四国会合の前段ということで行われましたが、また会合かもしれないというように聞いております、ジュネーブで。したがって、引き続き注目しているところでございます。

○高野博師君 この北朝鮮のミサイル問題というのは我が国の危機管理能力が問われているのではないかと。したがって、現実的な対応、準備は進めておく必要があると思いますが、冷静な対応も求められているのではないかと。思うのです。

そこで、万一北朝鮮がミサイルを再発射した場合にどういふ措置をとるのか。KEDOの支援の再凍結とか、あるいは国際法上のいかなる根拠をもとに議論されていきますが、政府の考え方を確認しておきたいと思うんですが、送金停止とかあるいは貿易規制などの経済制裁について、日本単独でも経済制裁を発動することはあり得るんでしょうか。

○政府委員(阿南惟茂君) ミサイルが発射された場合、日本がどう対応するかということについて

は、シンガポールで高村大臣が物、金、人の動きにつき何らかの規制を検討することもあり得るということをお示されたわけでございますが、現時点で具体的なたまたまお尋ねのような経済制裁措置というふうなことを申し上げられる段階ではないというふうに考えております。

ただ、再発射が本当に具体的にいつてきた場合には、相当具体性を持った警告を発する必要があるということと同時に考えております。

○高野博師君 単独で経済制裁を発動すべきだという議論もあるという情報がありますが、経済制裁の場合には制裁をして効果がなければ意味がないので、これを単独でやった場合に、例えば送金停止ということについて実効性に問題があるのではないかと。あるいは国連決議あるいは主要国の協調行動、これが前提になるのではないかと。我が国の国家意思を示すことが重要だというふうな議論があるとは聞いていますが、これは感情的にすぎないのではないかなという感じがいたします。

そこでもう一つ、ミサイルが万一日本の領土、領海に着弾した、あるいは領空を侵犯した場合に、何らかの報復措置をとるようなことも検討しているのかどうか。日米安保体制の枠の中で具体的な軍事的行動をとるようなこと、これも日米間である程度話しているんだらうと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 現在、今外務省からお話ございましたように、私もとしてはミサイルの発射を抑止するために最大限の努力をしているという状況でございます。

もちろん、そういう中でいろいろな事態にどう対応したらいいのかということにつきましては、例えば防衛庁長官のものや重要事態対応会議等におきましていろいろなケースについて検討をされているわけでございますけれども、今その内容につきまして具体的にこの場合はこうだとかというものは、こういう状況でもございしますので差し控えていただきたいと思います。

○高野博師君 それでは、中国問題について伺

ます。

去る二日に中国がICBMの東風31号、この発射実験を行ったと。その目的あるいは影響等について長官はどのように認識されているでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 今、先生お話しございましたように、中国が新型の長距離地对地ミサイルの発射実験を行ったということでございます。

これにつきまして、現段階で細かい内容について申し上げるのはいかがかと思いますが、いずれにいたしましても、現在、中国は軍事力の量から質への転換を図って軍事力の近代化を進めている状況にあると私どもは認識しております。このミサイルの開発を含めまして引き続きその動向に注目していく必要があるだろう、こういうふうな考え方を次第でございします。

今回のミサイルの発射実験につきましても、そういう流れの中での行為であらう、こういうふうな思っております。

○高野博師君 アメリカは新たな脅威とは見ないという冷静な対応をしているということですが、しかし本音は穏やかではないと思えます。今回のミサイルが固体燃料を使っているとか移動性が高いとか、あるいは射程距離が八千キロということであると、アメリカにとっても相当の脅威になることは間違いないと思えます。

そこで、その目的は何だったのかということについて、対外的に見ればこれは台湾に対する威嚇あるいは米米国に対する牽制というところにあるのではないかと。国内的には、コソボ紛争での中国大使館の誤爆事件あるいは中台問題等での国内的な不満、これを和らげる、あるいは国威発揚をねらうというような意図があったんではないかと思うんですが、この中国のミサイル発射について、これを北朝鮮との関係で言うかどうかという影響があると思っております。

○政府委員(阿南惟茂君) 中国の今般のミサイル実験、これは先生今列挙されましたようないろいろな動機があるかと思いますが、北朝鮮の今私ども

今、稲嶺知事が一生懸命プロジェクトチームをつくって真摯な検討をさせていただいておりますかつかから、できるだけその検討が早く出て、私どももそれが納得できればぜひ一緒にこの問題を促進したい、こう考えておる次第でございます。

○国務大臣(野呂田芳成君) 最初にお断りしておきますが、私は五十年かかるなんて言ったわけじゃありません。委員会、宇宙開発事業団が半

○小泉親司君 私、今回の改正案の問題でも、それから今調本の廃止とかが法案で決まりまして、私どもから言えば組織いじりをして、この問題を未解明のまま決着するというのは非常に問題であるというふうに思います。今防衛庁がやっている調査も、そういう意味では過去五年間にわたって

に明らかにされていくわけでございますので、御指摘のように、水増しのメカニズムを解明し、そして計算をし、一刻も早く国損を取り返す、こういうこともやるべきではないかというふうに思っているところでございます。

○小泉親司君　ということは、先ほど長官が言わ

例えば、七月二日の裁判で、永利被告、元NECの専務は、その最終弁論で何と言っているかというところ、今度の東通やニコー電子の過大請求は、両社のみならず、防衛産業全体の共通の問題として長年にわたって伏在していた。NECにおいて過大請求が行われていた背景としては、防衛庁

の調達制度、運用の特異性として、ゆがめられた原価・前例慣行主義及び超利契約の存在を挙げる事ができる。防衛庁側も問題の所在を認識しながら、調達価格の抑制と防衛産業の継続とのバランスを図ってきたのだと。

つまり、防衛庁もこういう事実を知っていたんだと。ゆがめられた原価主義、そういうものについて知っていたんだということを言っているのと同時に、防衛産業全体も共通の問題として長年にわたってあったんだというふうに証言されておられます。

この証言については防衛庁も確認をされておられます。

○政府委員(及川耕造君) 細かい点、先生おっしゃったとおりかどうかは今手元に資料がございませんので、すべてそのとおりかどうかはわかりませんが、その趣旨の発言をされたということとは私も承知いたしております。

○小泉親司君 そういう点について、防衛庁長官、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 本質的に問題があると思いますことは、私も私としては防衛の整備を企業に発注する際に、それにこたえるために企業は非常に多額の工場等の設備投資をしなければいけない、また多額の金がかかる、そして非常に秘密を厳守しなければいけないという制約がある。その結果、でき上がったものについては武器輸出三原則を遵守しながら、防衛庁以外には納入先がないというまことに宿命的な問題を抱えながらずっとやってきたわけでありまして、その問題をどうやって乗り越えることができるかということとは、私は防衛庁長官に就任して最大の問題として取り組んでいるわけでございます。

一つには、外国からもっと買ったらいいじゃないかということがありますが、ずっとこれまで自主開発をして国内産業を養成するという要素も抱えながらやってきたので、大変この点については難しい課題であります。何とかしてこれを克服しなければいけないというのが私の今の心境であります。

でございます。

○小泉親司君 私は、宿命的であるがゆえに厳正な処理が必要であるというふうに思っています。今度の問題でも、どうも全体として雰囲気防衛庁の側に決着してしまつたような対応で終始する。

こういう問題は国会の規制などもきちんとして受けるから、そういう意味では、先ほども言いましたように、できる限り早く今のNECの実態を報告する。年内にとにかくというのは非常に悠長な話で、国会中にこういう問題については少なくとも中間的な報告をすべき性格の問題だと私は思っています。

この前も、いわゆる防衛庁の文書隠匿事件の問題についても、中間報告を出すと言つておきながらなかなか出さないうで終始してきまして、結局中間報告は行われませんでしたけれども。今度の水増し請求の問題というのは、先ほども言いましたように、長期間にわたって大変根が深い、しかも防衛産業全体に広がっている可能性もあるという点では、特に東洋通信機の官公営部長の永元被告は、水増ししているのはNECグループだけではない、業界各社は自分たちの水増しの発覚へ波及するのを恐れ、息を殺して裁判の様子を見詰めていると六月二日に言っているんです。その点についても防衛庁は知っているはずで、毎回毎回防衛庁の職員が傍聴しているんですから。

こういう事実を知っておきながら、年内に報告するというのは幾ら何でも遅過ぎる。まずその点、防衛庁長官、もっと早くやる必要があるんじゃないですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 前回、差益返還請求をしたのに対して、一つの企業は非常に不服であるということで今訴訟になっております。ですから、私も、外へ出すときはこれは大変慎重でなければ、必ず企業側は訴訟をもって対応してくるということも考えなきゃいけません。また、この間の調達汚職の問題でも、額賀前長官が非常に真摯に取り組んで中間報告をやったけれども、後から新しい事実が出てきて、長官としては非常に責任を感じてああいうことになっていったということ

になっております。

情報には早く国会や国民に公開したいということと同時に、一方においてやはりそういう問題が起こつてくるということもせひひとつ御理解いただきたいと思ひます。

私も調達改革に盛られたすべてのことを今年四月一日をもつて実行いたしました。先ほど委員の方から機構をいじつて何か責任の所在をやむやにしようとしたんじゃないかということも少し触れられたように思ひますが、私もこれはこれをすべて管理局に引き継いで、新しい管理局ですべてのものを今後責任を持ってやっていくのでありまして、機構いじりの結果、問題をあいまいにするなという気は一つもございません。

防衛庁が抱える人数だけでは総動員しても大変時間がかかりますから、この間も佐藤委員に御指摘されましたが、非常に能力の高い公認会計士をこれから大量に導入しながら、年内に何とか国会に報告できるまで持つていきたいというものが私どもの今実態でございます。

○小泉親司君 いろんな細かい公認会計士の方がやってもらえるような、額の算定の話は私にしているんじゃないんです。つまり、この手口が一体どういふものだったのか。例えば、NECというのはコンピュータの専門会社で水増し請求のソフトまで持っているんだ、コンピュータをたたけばすべて水増し請求ができるようにシステム化しているんだというふうな新聞報道もありました。ところが、そういうものは我々には正確には全く知られていないし、実際にそうだったのかどうなのかも全くわからない、本当にやみの中だ。それで、防衛庁がみずから認識をしながら、つまり知つていながらそれを調査しているという仕組みなわけですから、第三者的に全く事態がわからないという大変ひどい事態だというふうに私は思ひます。

その意味では、今度の問題というのは、裁判の問題ばかりじゃなくて、この水増し請求全体の、約二十数年にわたつて行われてきた、長期間の大

変深い水増し実態の報告については全容説明をすることがやはり防衛庁の最大の責務だと、防衛庁長官の責任だと思ひます。伊藤さんが来られてますので、もう一つそちらに質問したいので、そのことだけ指摘をさせていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の問題は、先ほども議論になりました周辺事態法の自治体協力にかかわる解説書案の問題について幾つかお聞きをさせていただきま。

今度の解説書案の中で、私は二つの点をまず質問させていただきます。一つは今自治体側が政府の説明を受けて、港湾の問題について、特に港湾の使用の問題について、今度の解説書案の中では、港湾使用の要請をするときには港湾法及び条例に基づいて政府がそれを受けてもらうことを期待するんだということが書いてある。自治体側は、これは当然自治体の港湾条例を尊重すべきことを明記すべきなんだということを繰り返して要求されておられます。首をかしげられておられますけれども、私は直接渉外関係の知事会にお聞きしました。そのことも要請書の中にちゃんとそう書いてあります。明記すべきだと。そういうふうには私はすべきだと思ひます。

今の政府の方針というのは、この説明会がどこか正確には場所がわかりませんが、岩国市から山口県の港湾管理条例の問題が指摘された。実際に、山口県の港湾条例があつて、米軍が岩国港に入るときには、危険物を積載している場合には入港できないという管理条例があるために、米軍は九八年の四月まで山口県の港湾管理条例によつて積み荷リストをこれまで提出していた。ところが、九八年七月から積み荷のリストを提出しないで入港し始めた。よつて、当然山口県側は、これはおかしいじゃないか、港湾条例を遵守すべきじゃないかというふうな言つた。ところが米軍側は、これは地位協定五条で入港しているものであつて、港湾条例ではないんだというので入つていて、港、実際、米軍側は五条で入るんだ。政府の側は、五条で入るときもあるし港湾条例で入るときもある

るからわからないんだというのでは、ちよつと幾ら何でもその二者択一では自治体は納得できないということを書いておられると思うんです。

私は、この問題では、この解説書案の中でも繰り返し法令及び条例に基づいて対処ということを書いておられる以上、港湾条例を尊重するということが当然明記すべきなんじゃないですか。

○政府委員(伊藤康成君) まず、解説書でございしますが、港湾につきまして、例えばその港湾の「施設の使用に際しての許可(港湾法第三十四条)において準用される第十二条に基づき、地方公共団体の条例で定められる」、それは許可の中身でございしますが、「について協力を求めること等が想定される」ということで明記をしておるわけでございまして、決してその条例というものを排除するということを言っているわけではないわけでございます。

委員御指摘の、条例を守るということを明記しろというのは、実は私は直接には聞いておらないわけですが、そもそも法律そのものが基本計画及び法令に従つてということでございますので、当然に条例が入るということでございます。

ただ、御指摘の岩国の件でございますが、これは実は私は詳細を承知しておりませんが、地位協定の解釈とそれから条例の解釈との整合の問題であらうと思います。地位協定に関しては、私ではなくて外務省の方が主として承知をしているというか主管しておりますので、その関係についての御答弁はちよつと私からは差し控させていただきます。

○小泉親司君 この問題は、条例が入るといふ問題じゃないんです。

例えば、渉外知事会の、伊藤さんは要望書を読んでおられないのかと疑問に思うんですけれども、七月二十九日の要望書の中には、「米軍の艦船及び航空機(米軍に徴用された民間船舶及び民間航空機を含む)が、地方公共団体の管理する港湾、空港を使用する場合は、地方公共団体が定めるそれぞれの管理条例の趣旨を十分尊重する旨

を明記すること。」ということを書き込まれているんです。

つまり、これを周辺事態法にも適用すると言っておられる。政府の見解は、五条もあるし管理条例もある、こういうことになる。例えば岩国の場合は、米軍は何と言っているかといいますが、これは岩国基地のキーフ報道部長という方が何とおっしゃっているかという、地位協定における入港が軍の方針なんだ、だから米軍は地位協定で入るんだと言っているわけですから、これでは幾ら条例を尊重するといったって、おかしいじゃないですか。

では、港湾条例でも入るし地位協定でも入るんだと言っていたら、米軍は地位協定で入ると言っているんだから、全然これは規制が働かない。つまり、条例に従うということにはならないということのみならずから解説書案が言っているということになります。

○政府委員(伊藤康成君) ただいまの御質問は必ずしもこの周辺事態安全確保法第九条に関する議論ではないんだらうと私は思います。地位協定と条例との整合性という問題でございますので、一般的に、まさに委員御指摘のように、周辺事態安全確保法に基づかない現在行われております入港でも同様の議論になっておるわけでございまして、周辺事態安全確保法九条は、あくまで現行の法体系のもとでの運用でございますので、平時とこの確保法に想定されるような周辺事態とで扱いを異にするものではないわけでございます。

繰り返しになりますが、ただいまの委員の御指摘は、基本的に地位協定第五条とそれからそれぞれの条例の決め方、その整合性の問題でありまして、個々の適否につきましては、私は今ここで申し上げるだけの所掌もしておらないということでございまして。

○小泉親司君 ということは、この解説書案の中には港湾条例を尊重するということは明記しないということでございますね。

○政府委員(伊藤康成君) 周辺事態安全確保法の

第九条第一項に基づきまして、国の関係行政機関から地方公共団体の長にお願いしますのは、必ずしも米軍の行動だけではございません。自衛隊の艦船が入港する場合、あるいはそのほかの場合もあるかと存じます。したがって、一般論から申し上げれば、当然のことながら、法令の規定に従いということでございますから、条例も含まれることは当然でございます。

ただ、先ほど来御議論のように、条例というものも、当然、法律あるいは条約等との整合性というものがあつていなければならないので、その関係についての御議論は、これは周辺事態安全確保法とは別の議論としてあり得るということでございます。

○小泉親司君 いや、自衛隊の話をしてるんじゃないやなくて、米軍の話をしてるわけ、そんなことはよくわかつてる話なんです。米軍が入る場合の話をしているわけ、自衛隊が地位協定五条で入ってくるわけがないでしょう。自衛隊が地位協定五条で入るんですか。そんなことはあり得ないでしょう。そういう議論をしてるんじゃないやんです。だから、そういうことを言うから自治体は、ごまかしていると言っているわけなんです。

米軍が入る場合に五条で入るのか港湾条例で入るのか、二者択一じゃ困るんだと。港湾条例があるのだから、当然港湾条例で入るべしということを書いておられるわけ、これを言っているわけ、私は、この自治体の点はやはりきちんと明記すべきだということに思います。

もう一つ、時間がありますのでお聞きしたいのは、情報公開の問題であります。

米軍のオペレーションがわかつてしまう場合は、これは自治体の長に要請したときに、その自治体の長にこれを差し控えていただくということをお願いする場合があると解説書案に書いてありますね。それじゃ、その自治体の長の方がもし公表してしまったら、それは罰せられるんですか、罰せられないんですか。

○政府委員(伊藤康成君) 確かに、米軍のオペレ

ーションによつては、一時的に公表を差し控えることをお願いすることがあり得るということは書いてございます。

その趣旨は、必ずしもその米軍の作戦が云々ということではございませんで、その要請の中身次第によつては、例えば輸送経路等が明らかになることによつて治安上の問題等が生ずるおそれがあるというような場合におおしお願いをするという趣旨でございます。したがって、極めて一般的なお願いをしようにするものでございます。

なお、それに従わなかったら罰則があるのかというところでございますが、御承知のとおり、周辺事態安全確保法には罰則の規定はないわけでございます。

○小泉親司君 周辺事態法には罰則はございません。ところが、さつき輸送の計画とおっしゃった。これは有事法じゃありません、平時法でありますけれども、御承知のとおり刑法というものがございまして。

地位協定六条に基づく刑法、この刑事特別法の第六条においては、合衆国軍隊の機密を犯す罪は十年以下の懲役に処するということになっていまして。その中に何が入っているかという、「軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況」というのは機密の罪に当たる項目の一つに入っているんですよ。ということは、自治体の長がこれをどこかに漏らした、こういう場合にはこの刑法の規定が当然適用されることになってしまふ。つまり、罰せられてしまふ。これは、そういうことになるんじゃないですか。

○政府委員(伊藤康成君) 周辺事態安全確保法の所掌でございますので、その観点から御答弁申し上げます。先ほど申し上げましたように、周辺事態安全確保法ではそのような罰則はないということでございます。

また、ここで書いておりますのは、あくまでそういう一般的な治安の問題等の安全確保ということを念頭に置いているものでございます。合衆国軍隊の秘密というものがどういふものか実は私は

ここで承知しておりませんが、仮にその刑特法に触れる行為があるとすれば、それはそれで別の議論としてあり得ると思いますが、我々がそのような趣旨で地方公共団体に公表を差し控えるようお願いしていることをこの解説書で言っているものではないと思います。

○小泉親司君 時間が来ましたのでまとめますが、私は周辺事態法で罰せられると言っておりません。ところが、刑特法では罰せられてしまうわけだから、こういうひどい状態というのはやめるべきで、今度の問題についても、それぞれの自治体は情報公開条例に基づいてちゃんと公表すべきだということを要求しているわけです。どうもその問題についていろいろ議論をすると、政府の説明というのはどういふ説明かというと、周辺事態というものは有事じゃないので裏手にとられますけれども、私は有事だと思いますが、有事ではないからそういうことは云々かんぬんと言わないんだというふうな説明をされておるといふふうにも聞いております。

周辺事態というものはまさに有事で、米軍の有事に対する日本の軍事支援計画ですからまさに戦争計画なわけで、そういうでたらめな説明をして、今度の問題で自治体と民間を米軍の計画に動員するというのは大変重大な問題だということを私は指摘しておきたいと思えます。その点で、自治体の要求はきちんと尊重して対応すべきだということもあわせて指摘して、質問を終わります。

○田英夫君 最初に、これは質問通告をしておりませんけれども、きのう海上自衛隊と韓国海軍の共同訓練が行われたという夜のテレビのニュースを幾つか見ましたけれども、各局みんなこれをおなり大きく報道している。救難訓練ということで火災を生じた船を救出する。

私は、いろんな思いを持ってこれを見ていたんですが、一つは新ガイドラインができて動きが始まったなという思いがあります。同時に、あるテレビ局がそのニュースを伝える中で言っていることとでかなり驚いたことなんですが、日本では海上

自衛隊の自衛艦に取材陣が乗って、事実、アンクルから見ると日本側の船に乗ってカメラマンが写しているということなんですが、韓国のテレビは全くこのことを報道していないと、そういうことを伝えておりました。

これは外交の関係になってくるかもしれないけれども、海上自衛隊を所管される防衛庁の幹部の皆さんもぜひお考えいただきたい。このことのために当然韓国海軍と綿密な打ち合わせをされながら、しかも韓国に入港してそこから出てきて訓練しているようですが、事はそう簡単ではない。韓国の民衆の側は、日本の海上自衛隊の船が韓国の港へ入ってきてそして共同訓練をするということに対して必ずしもまだ歓迎をしていない、こういう状況の中で新ガイドラインが発足して動き出している。

金大中さんが大統領になってから日韓関係というのはさらに好転していることは事実でしょう、日本の文化も受け入れ始めている。にもかかわらず、やはり韓国の若い人たちは過去のことを清算したとは思っていないという一つの事実がある。これは質問ではありませんから、それだけのことを申し上げておきたいと思ふんです。

質問に入りますけれども、最近、有事立法ということがしきりに言われ、事実、先ほどから話題になっている周辺事態安全確保法というの、ある意味での有事立法の一部がここででき上がっている、こう思っています。

過去に、実は有事立法ということが随分長いことこの国会でも議論をされてきました。一つは三矢研究というのが社会党の人によつて暴露されて、これは制服組がつくられたまさに有事立法研究、朝鮮半島で有事が起きたということを想定して、それに向かってどういふことをやるべきかということを考えたわけですが、驚くべきことに、この有事立法、八十七件の法律案を二週間国会で可決成立させるという部分があります。そういう場合には一挙にやっつけてしまおうと、これは制服組の考えたことですが、その後、実は福田内

閣の一九七八年から政府としても有事立法研究をやること公にして防衛庁を中心に、今は伊藤さんのところが中心かもしれないんですが、七八年から始まってもう二十一年たつわけですが、その間にこの研究は当然進んでいると思わざるを得ない。

その研究をするときに、当初から言われたのは、防衛庁関係の法律、これを整備する、これが第一分類だ。第二分類は防衛庁以外の他の省庁の法律、これは既存の法律ですね、それを整備する。第三分類というものが、そのために新たに法律をつくる。こういうことで、私も一番注目してきたのは第三分類としてどういふものができるかということであつたと思ひます。

しかし、政府はこの第三分類について全く説明をされていない。我々の方はできたならそれを公表すべきだと言ってきたわけですが、羽田内閣のときですが、熊谷官房長官が第三分類は既にでき上がっている、しかし今発表するといふいろいろパニックが起る言っておられるから言わないと、こういうことを発言しておられる記録があります。

今改めて、第三分類ができ上がっているのかいのか、内容を発表することができているのかでないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今、委員が御指摘のとおり、有事法制の研究のうち、この第三分類につきましては所管官庁が明確でないということでありまして、この第三分類については、政府全体としてしたがって取り組むべき性格のものである、個々の具体的検討事項の担当省庁をどこにするかなど今後の取り扱いにつきましては、今そこにおりました内閣安全保障・危機管理室長が責任者となつて調整を行っているところでございます。

防衛庁としても所要の研究結果が速やかに得られるよう協力を行っているところでございまして、現在、直ちに研究結果を公表するような段階にはないと考えております。さつき申したとおり、個々の具体的検討事項の担当省庁をどこにするかなど今後の取り扱いについて種々の調整を行っているところでありまして、その調整作業を経て問

題点の整理を行つていくものと考えております。

○田英夫君 内閣安全保障・危機管理室長、先ほどまでおられました、きょうはあえて私は質問をしないことにしたんです。

といいますのは、今言われたように、まとめ役であることは承知しておりますけれども、実際には先ほど申し上げた周辺事態安全確保法という形で、全体の一部かもしれないけれども、既に有事立法はつくられ始めているというふうに思っておりますが、防衛庁長官はどう考えられますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 内閣の中でも有事法制については極めて冷静に考えている人が多いのでございまして、私も、有事法制に着手しているという事実は全くございせん。

なお、第三分類につきましては、二十一、二年もたつて何にもまとまらないといふのはおかしいんじゃないかといふことで、私も少し前に室長を呼んで聞いたのでございまして、中身につきましては、例えば有事における住民の保護とか避難、また誘導を適切に行う措置はどうすればいいとか、あるいは有事における民間船舶及び民間航空機の航行の安全を確保するための措置はどうすればいいとか、そういう程度の話でありまして、大変なまけるような問題については全く考えていないといふことがわかりましたことだけをつけ加えておきたいと思ひます。

○田英夫君 私どもも、有事法制といふのはいろんなものがあつて、実はびっくりするような恐ろしいものだけが有事法制だとは思っていないんです。それだけに私は逆に恐ろしいと思ひます。

例えば、今この参議院で審議中の住民基本台帳法案ですね、これなんでもそういう意味でいうと有事法制の一つになり得る、こう思つて非常に重大視しているわけです。もちろん、我々は反対しております。というのは、有事になったときに、実はガイドラインが発動すると現実のものになってくると思ひますが、例えば防衛庁にいた、きょうまさに議題になっているこの自衛隊法の一部を改

正する法律案もかわりますけれども、自衛隊をやめた方、そしてやめたけれども特別な技術を持っている、あるいはフォークリフトを運転する技術を持っている一般の、例えば運輸関係の会社に勤めている人あるいはいた人、そういう人が、住民基本台帳法ができてすべての国民がコンピュータでリストアップされると、そういう特殊技能を持った人、つまり有事のときに仕事をしても容易になるんじゃないだろうか、こう思うんです。そういう意味で考えると、有事立法というのは実に幅が広いことになる。

それはそれとして、最近いわゆる不審船の問題などがあつてから領域警備ということを法制化すべきではないかという議論がありますけれども、そのお考えはありますか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 平時における不法行為等への対処につきましては、もう委員がよく御理解いただいておりますとおり、これは警察機関の任務でありまして、自衛隊は、警察機関では対処できない、あるいは著しく困難と認められる場合に出ていくわけでありまして、したがって私どもとしては海上保安庁に情報をもたらしたりあるいは協力していくことで今進めているわけでありまして。

いずれにしても、この間、官房長官のもとで現行法制の枠組みをきっちりと守った上でこういう問題について適切に対処していこう、こういうことが決まりました、それぞれ各省庁がなすべき仕事については整理されたつもりでありまして、私どもはその方向に従ってこれらの問題に疎漏のないように対処していきたい、こう思っております次第でございます。

○田英夫君 領域警備ということも、それが法制化されてくる、領域警備という名で自衛隊が動くことが容易になってくるという事態は、私はここで繰り返して申し上げてきましたけれども、領域、特に領海の場合に、海上自衛隊ではなくて海上保安庁が警察として第一義的にかかわっていくこと

が国際的な常識でもあり、国際的な国境警備隊を含めての配慮だということを申し上げてきたんで、今の長官の御答弁はその意味の配慮はにじみ出ていると受け取っております。これをぜひ守っていただきたい。

それから、例の不審船が三月二十三、二十四日にあったときに、海上自衛隊の交戦規則というものができているということが報道されておりますけれども、これは事実でしょうか。

○政府委員(柳澤協二君) 御指摘のような報道がございました。そして、海上警備行動を発令いたしました際には、これはもう何度か種々の委員会でも申し上げてきたところでございましてけれども、あのような形で自衛隊が武器使用を含むいろいろな行動をとります場合に、それぞれの事態に即したところの武器使用の標準等を定めるというのは、ある意味でこれは当然のことでございます。もちろん、それを私どもは交戦規則という名前では呼んではおりませんのでありまして、これは累次御説明しましたように、措置標準という形で大臣からの命令の中であわせて指示したところであります。

○田英夫君 ああいう事態が起きていることは事実でありますから、しかも自衛隊法八十二条を發動して海上警備行動ということになったこともこれも現実であります。当時、私は海上保安庁の人と話をしていた、海上保安庁ならあのときどうするんだ、こういうことを仮定の話として、もし船が停船したら、そこから先の段取りというのはマニュアルがあるのかないのか、そして、実際にどうやったら一番いいのかと。これは今、言葉は交戦規則とかそういうことでなくても、そういう段取りを決めたマニュアルが共通にありませんと、非常に暴走してしまうおそれがある。

海上保安庁の現在担当している人たちの配慮は、当然あのような状態で、もしあそこで停船をしたら、逃げまくった後ですよ、まず催涙弾を撃ち込む、これが一番安全ではないでしょうかという話がありました。これも一つの方法かもしれない

せん。つまり、いきなり軽武装で中へ乗り込んでいくというようなことは非常に危険ですということも言っているわけです。

ですから、私は交戦規則というような形ではなくて、海上自衛隊が出ることは私は好ましいと思いませんけれども、そういうことをきちんとガラズ張りにして持っている必要があるんじゃないかということをお願いしておきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(柳澤協二君) これも先ほどもちょっと大臣がお触れになりましたけれども、政府としての今回の事案の教訓、反省の取りまとめの中で、やはり海保と自衛隊との間のその初動段階からの緊密な連携が非常に大事だということが指摘されておりました、同時にそういう観点から、自衛隊と海保の間で共通のマニュアルをつくるということもたわわれております。今そういう方向で私どもは作業をしております。

ただ、先生、ガラス張りと言われましたけれども、具体的な対応の手のうちにかかわることをつまびらかにするところとは、またちょっと別途の問題もあらうかと思ひます。

○田英夫君 終わります。

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。私は、個人的に今回の自衛隊法等の一部を改正する法律案について、四十四条、四十五条、四十六条の改正については何ら問題はないと考えておりますが、六十二条の改正は自衛官の再就職の道を大幅に制限することになると予想しますので、この再就職の問題については、防衛庁としては今後どのような運用をされるかに非常に問題があると考えています。

まずこの法律案は、背任事件の調本の職員の起こした事件を、産業界と全く無関係なごうを掘ったり戦車と訓練したり、艦隊勤務をやっているような制服自衛官を対象を拡大して、この問題を自衛官の不正防止に観点をすりかえることで事件の本質から国民の目をそらすとする防衛庁内局の意図があるのではないかと。とんでもない話だ

と私は思っておりますが、長官いかがお考えですか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 御指摘につきまして私どもも理解できる部分もあるわけでありまして、今回の再就職手続の見直しは、確かに先般の防衛調達に関する不祥事を契機としながらも、国家公務員をめぐる再就職制度の改革などの趨勢も踏まえて行わなければならないという大きな前提があると私どもは考えております。

その際に、自衛官とか事務官等のそれぞれについて、その職務あるいは任用形態の特殊性を踏まえた適正な再就職手続を経させることによりまして、不正が生じる余地がないようチェックすることと任用行政の責任を果たしていきたい。こういう手続を経て就職させることで、今までは多くの隊員の再就職についていろいろ批判があることも事実であります、時にはいれられなき批判と思われるものも多いわけでありまして、こういう手続をきちっとすることによりまして、これからは胸を張って再就職ができるということになろうかと思ひまして、こういう基本的な考え方に立つて、私どもはこの法案を提出している次第でございます。ぜひひとつ法案の趣旨を御理解いただきたいと考えております。

○田村秀昭君 私が防衛庁・自衛隊で一番心配していることは、自衛隊という組織は、有事のときに、異常事態のときに国民の生命、財産を守る組織であります。したがって、次元の違うところで訓練をやっている。それを、一般公務員並みということを非常に最近言われ続けてきている。それを、防衛庁の内局というのは軍事の特性をよくわかった人がいるはずなんだから、その人たちがこれは全然違う次元で訓練をしている人たちなんだということを頑張りなさいといかない。それを一般公務員並みということになりますと、全部そういうふうな一般公務員並みということの問題を処理していると実際に役立つ自衛隊にはならないわけですが、そうやっている。そこそこを私は最も心配している。

これをやると国会報告になりますから、二五%以上防衛依存度のある企業というのは二十数社しかない。これは嫌がりますから、自衛官は行かなくなりそうですよ。行けなくなります。これははつきりしている。ですから、どういうふうに再就職をさせようとしているのか、あるいはそういう再就

○田村秀昭君 基本的には、今言われたようなことは何にも根本的に解決したことになっていないんですよ。結局二、三年たつたらそんなことは周化しちゃって、ただ自衛官が再就職できないよう

仕様書なんかは今ただで書かせているんですよ。あれはちゃんと経費を払わなきゃだめですよ。会社は働いているんだから。今防衛庁、困るんじゃないですか。書けますか、防衛庁で書けないでしょ

基本的なものと根本的な予算制度も含めて、一般の公務員と違うんだから、そのところに視点を当ててきつとやらないと、私はこの問題というのは、先ほど同僚議員が言っていたけれども二十十年も三十年もやっていたじゃないかと、そういうことしかできないんだから、今の状況では、

だから、根本的に変えないとだめです。だから、憲法を変えていかなきゃだめです。基本的には憲法を変えなかつたら、憲法に自衛隊の位置づけはどこにも明確にされていない。憲法は軍備を持たないことになっているんだから。そのところ突き当たるといふことを申し上げたい。

自衛官は二十五万いるんですけども、そういうのかかわっている人は陸海空で三百人ぐらゐ、その人たちは厳正に審査すべきだ。しかし、何にも関係のない、調達とは全く無縁の艦隊勤務をしたり飛行機を操縦したりごんごうを掘っている人に、何でもそういうものを振って、それで調達改革ができるなんてとんでもない話だと私は申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○山崎力君 質問通告とちよつと順番が違つて恐縮ですが、同僚議員からもありましたけれども、一つは北朝鮮のテポドン発射問題です。先ほど外務省サイドからの答弁がありましたけれども、私はその点について防衛庁の方の認識を伺いたいということなんです。

と申しますのは、外交問題、それは外務省の所管ですけれども、要するに今度のテポドン発射した後、我が国としてどうこうというのは外務省ということなんです、それがどういふ状態にあるのか。北朝鮮側は今どういふふうな対応をとろうとしているのか。もちろん内面の方は難しいんではないけれども、いわゆる情報として彼らが今テポドンに対してどういふ態勢をとっているのかという点に関しては、むしろ軍事情報という意味でいけば防衛庁の方が専門だろうというふうに思うわけですが、その辺のところの御認識はいかがでしようか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 御指摘の北朝鮮のミサイルの動向につきましては、私どもも日米韓三カ国で大変密接な連携をとりながら、細心の注意を払つて継続的に情報の収集や分析に努めているところであります。

御案内のとおり、北朝鮮は既にノドンの開発や配備を完了している可能性が高いと見られます

が、引き続きミサイルの長射程化という問題に大変力を入れているというところは間違いありません。北朝鮮がこうしたミサイル開発を継続する場合に、その過程で何度か発射試験等を行うという可能性は否定できないと考えております。

このような北朝鮮のミサイル関連活動につきましては、防衛庁としてもいろいろな情報を得ているところであります。発射台がどうなつたか、燃料がどうなつていくかというふうなことがあろうかと思ひますけれども、今ここで私どもはそういったことを具体的に申し上げることはひとつ差し控えたと思ひますが、ただ、いろいろロケットの燃焼実験やミサイル発射基地の工事を行っている等の報道があることは私どももよく承知しているところであります。

しかし、この間もコーエン国防長官も同じ見解でありましたが、現時点においていろいろな情報を総合しますと、北朝鮮のミサイルの発射が差し迫っている状況にあるとは判断してはいないという点では共通の認識でございました。

今後とも重大な関心を持って、北朝鮮のミサイル関連の活動について細心の注意を払つて対処してまいりたいと思つております。

○山崎力君 これは今の御答弁の中にもありましたけれども、わかつていてもなかなかこういふ場で公表できないということはあるかと思ひます。

そういった意味で、私の希望といひますか、問題点の指摘だけさせていただきたいのは、いろいろな情報を総合するといつても、現時点で我が国に大きく関連するのは偵察衛星の写真の問題であらうと思ひます。もちろん、発射の時を探知するという問題もありますけれども、これはこれから将来にわたつての我々の大きな課題になる。

ところが、この問題というのは裏を返せば、技術的に見てアメリカの現在の技術というのが何倍も優秀であるといふのは容易に想像がつくわけでございます。言葉を変えれば、ある程度のお金を出してもアメリカの最高の衛星写真を入手するこ

とができれば、偵察衛星に関しては我々は持つ必要がないといふふうにも言えるわけですが、コスト的に見て。

ただ、さはさりながら、それでは我々が本当に必要なという時期に必要なと思へる精度のものをアメリカがよこしてくれれば、情報の世界においてはある程度グブ・アンド・テイクというのは世界各国共通である、よつて独自の情報収集能力を我々も持たなければならぬ。こういう観点からの偵察衛星を持つべきであるという議論との間題が、これから真剣に我々は、膨大な額ですから、せにやならぬ状況にあるということは御理解願えると思ひます。

そのときに、私が今の時点で御指摘申し上げたいのは、その点についてアメリカは我々の望んでいる、そういう偵察衛星の資料を提供しているかどうか、この問題に關して。そしてもう一点は、そのことによつて当然のことながら発射が差し迫っているか、差し迫つてないかということとは想像つくわけで、今その点についての現状についての御見解を伺つたわけですが、もし仮に近い将来、そういったことがあり得べしといふような情報

正確にもたらされるかどうかということが、これは極めて試金石的に見られるといふふうに私は思つておるのですが、その辺についての御見解はいかがでしようか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 日米の間では、そういう情報の提供等については非常に緊密な連絡がとれているといふことを申し上げたいと思ひます。

なお、この間コーエン国防長官がおいでになつた際には、今までは領域内に弾頭部が落ちた場合だけは落下地点等について日本に情報をくれるといふお話でありましたが、これからはそれをうんと拡大いたしまして、遠くへ飛んだ場合であつてもわかる限りは必ず日本にも連絡するといふように、非常に連絡の範囲が拡大したということも申し上げておきたいと思ひます。

に正しい情報を把握して対処するといふことが不可欠なものであると思つております。したがひまして、情報収集衛星につきましても、ぜひこれを自力開発を目途に平成十四年までに完成したい、こう思つております。

その最大の理由は、専守防衛であるがゆゑに正確な情報を早く把握することが必要だ、こういうことで、まず独自の情報を独立国家として得る必要がある。全部他国に頼つておるような状態では、これはとてもだめだ。それから、一つの情報があつてもそれが全部正しいかどうかわかりませんから、情報を得ることの多様化をする必要がある。こういうような点から、ぜひひとつこれは確保したいと思つております。

なお、情報収集衛星につきましては、正直に言つて自主開発の場合に非常に難しい部分があります。そういうことは本当に正確なものをつくつていこうと思へば大変時間がかかる可能性もありますので、今アメリカとの間で折衝を重ねておりますが、そういう問題について私が協力を要請したのに対して、コーエンさんはイエスイエスと、こう二回言つておつたといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○山崎力君 続いてもう一つは、韓国海軍との共同訓練の問題をお伺いしたいと思ひます。

今回の訓練の意義といふものは、いろいろ言われておるわけですが、常識的に見てこれが悪い方向のものではない、日韓関係にいい方向のものを与えるといふことは否定できないことだろうと思つております。そこで、お伺いしたいのは、今までこういった経過のある二国間関係ですからやむを得ないところもあつたんですが、今の時点で共同訓練を行ったのはどういふことなのか。逆に言えば、今までしてこなかつたのはどういふ理由であつたのか。そして、今般こういふふうな問題といふのは、アメリカとは日米安保条約があるけれども、ほかの国とは集団的自衛権の問題があつて、余り積極的でないといひますかむしろ控えていた、たまに遠洋航海で行つたところで儀礼的に

訓練らしきものを米国外ではやっていたというのが実態だと思ふんですが、その辺の問題はどのようなになっておりますでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 韓国と防衛庁の防衛交流につきましては、九四年以降首脳会談を毎年実施してまいりました。また、防衛当局者間の定期的な協議の開催もやってきましたし、各レベルの訪問とか留學生の交換なんかもやってきました。

海上自衛隊と韓国との間では、九四年以降艦艇が相互に両国を訪問するとか、あるいは昨年の十月には韓国で行われた国際観艦式に海上自衛隊の艦艇も出席させております。今回のような共同演習が行われるようになったということは、昨年の九月、それから本年一月、私が日韓防衛首脳会談に出席させていただきまして、捜索救難に関する海上共同訓練の実施に向けて両国の国防長官で話し合つて、この合意が成立しまして、今回の訓練の実施に至つたというのが直接の契機でございます。

申すまでもなく、この訓練はあくまで民間の船舶の海難事故を想定した共同捜索救難訓練でありまして、私どもとしては、このことによつて相互理解が進み、信頼が醸成されることを大変意味のあるものと考えております。

○山崎力君 今、若干答弁漏れと言つておかしいんですが、集団的自衛権でどこまでそういった訓練が可能なのか、アメリカ以外とすね。その辺については、いかがでしょうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 今申し上げましたとおり、あくまでも民間の船舶の海難事故を想定した共同捜索救難訓練でありまして、特定の国とかまたは特定の地域を共同して防衛するような訓練ではなくございせん。だから、集団的自衛権の行使とは何ら関係が有しないものと観点に立って私どもは整々として行つてゐる次第です。

○山崎力君 御存じの方も多いと思いますが、かつてリムパックで多国間の共同訓練を行つたときに、日本側の自衛隊、もちろん海上自衛隊

が参加したわけですが、アメリカと一緒に訓練はできるということで、敵味方に分かれて仮想してやるわけですが、アメリカと組んでやることはできるけれども、ほかの例えばオーストラリアであるとかカナダであるとか、そういったところの国と一緒にグループになることはできなかった、遠慮したと。そのところで言われたのが、この集団的自衛権に反する行為になる可能性があるということだといふに言われていたわけなんです。

その辺の検討というのは、今後なさるといいますか、今回の日韓間のやつはそういったことだから問題ない、これまでもその程度のことではやっていたんだけれども、これは韓国に限らずロシアとか中国とかやつても構わないわけで、その辺の感覚というのはどのようにお持ちでしょうか。

○政府委員(佐藤謙君) 今、先生お話しございましたように、憲法でいわれる集団的自衛権の行使ということが認められておりませんから、自衛隊はそれを前提とした訓練を行うことは行わないといふことでございます。

したがういふ、今回の日韓の共同訓練も、そういう集団的自衛権を前提とした訓練ではなくて、先ほど大臣から御説明したような内容でございます。先生も御記憶のように、実は昨年モロシアとの間でこういった海難の共同訓練をしておりまして、それと同じような考え方でやつてゐるわけでございます。

○山崎力君 いろいろ法的な問題、特殊な日本の集団的自衛権の否定という問題がございまして、こういった共同訓練というのは国際慣行上、親善行為として行われている部分があつて、それは私は集団的自衛権の問題とは切り離してやれる問題だろうと思つておりますので、韓国、ロシア、ブラジル、アラブなどさんさんといったことはやつていただきたいと思つております。

時間もなくなつてきたので、本来の質問が余りできなくなつたといふことでちよつと言いつ放しになるかもしれません。先ほど田村議員からもありましたけれども、今回の改正の問題でいえば非

常に内局的な問題、それで人数的に非常に限られた問題がいわゆる制服組、多数の方に、直接そういったものとの関係ないところに広がつたのではないかと、言葉をかえると非常に使いにくいんですけれども、非常にわかりやすく言えば内部告発的な質問もあつたわけでございます。

一番問題なのは、その辺の問題解決もそれはそれとありますが、隊員の士気、今回の改正あるいはもちろんこの間の不祥事で士気が落ちたといふことは当然考えられるわけですが、それをいかに回復していくかと同時に、今回の結果としてこういう形になつてしまつた、しかも制服のある層からは、内局のとはちりを受けてえらい面倒くさいことになつたといふような感想も漏れ聞くような状況なんです、そういった制服組の士気の低下をいかに防いでいくか。これは、もちろん再就職活動についても今までの以上のアフターフォローが当然必要になつてくると思うんですが、その辺についての防衛庁の御見解はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(新井正勝君) 先生御指摘のように、我が国の防衛にとりましては、隊員の士気というものも重要な要素であることは十分認識しておるところでございます。

それで、今回の改正に当たりましてもそういった点を考慮しまして、任期制の自衛官につきましては再就職に関し長官の承認の対象外といふふうにしたいたしました。また、必要な就職支援制度による支援を受けつつ、心置きなく再就職先を探すことができるような施策を講じていきたい、こういうふうな考えでおるところでございます。また、任期制自衛官とは別に、若年定年制の自衛官につきましては、その多くは防衛産業以外の企業に再就職しておるところでございますが、さばりながら、防衛産業にもかんがりの者がやはり再就職しているところがございます。

したがういふ、手続の対象となる隊員はそんなに多くないといふふうには考えますけれども、承認の対象となる者につきましても、防衛庁

と密接な関係にある企業に再就職する場合には、適正な審査を経て長官の承認を受けることとするといふことで、批判、疑いを受けることなく堂々と胸を張つて再就職できることになり、その第二の人生を考える上で望ましいといふふうに今回の法改正に当たりましては考えたところでございます。

我々としては、これらの点につきまして隊員への理解、周知に努めるとともに、若年定年制、任期制自衛官の再就職を支援するための諸施策につきまして、今後さらなる充実を図つていきたいといふふうに思つております。また、そのことが一般隊員の士気を低下させることにならないこと、なるのではないかと、いふふうに考えておるところでございます。

○山崎力君 時間ですので、最後は言いつ放しになるかと思ひますが、お聞き願ひたいと思ふんです。

いわゆる任期制の方はともかくとして、若年定年制。これは体力勝負の部分で軍隊というのは絶対必要な部分で、それで与えられた階級というものがそのところの仕事の内容を決める部分であるといふことも重々承知はしてゐるんですが、だんだん戦争の態様がかわつてきて、現場でもちろん汗をかいた人たちはこれでもう絶対必要なんです、今まではハイテク機材を駆使して後方で、それこそ今まではたまたま軍人になれないような人が青白き蛍光灯、プラウニングあるいはディスプレイを見てキーボードをたたくというので優秀な軍人、そういう意味での軍人がこれから出てくる時代だろうと私は認識しております。

そういった人たちの特殊技能をどうやって生かしていくか、あるいはその人たちがどうやって確保するか、あるいはそういった人たちが再就職するときに、いわゆる現場サイドの人になつて特殊技能をどう生かした形で再就職の方に持つていくかと、今までになつた課題がこれから出てくるだろうと私は思つております。

そういう意味での新時代に対応する人事管理、教育制度、そういったものをもう一回、これを機会に御検討なさるということを期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○佐藤道夫君 私も最初と同じような問題を取り上げさせていただきたいと思います。

何しろ、けさほど、この附帯決議案なるものを初めて見まして、それでこの若年定年制の問題と、思いつきでありますから質問通告をするにとまありませんでした。

実は、自衛隊員と対照される職業には警察官があるかと思ひます。これも若いころ猛訓練をする、若いころは体力勝負と言つてもいい。しかし、比較的年配になつてきましたら大体が交番勤務なんかになるわけでありまして、地域社会の信頼を得て仕事をしてく。しかし、これだつて夜間勤務、夜間パトロールと大変体力の要する仕事でもあるわけですから、しかし若いころ鍛えていたからそういう夜間パトロールもできつ、地域住民の信頼を得て仕事をしてく、こういうわけであり

それから、中にはもう一介の一刑事で頑張ると、生涯一刑事ということで昇進は一切考えないで、まさしく職業、プロ意識に徹して、どこの警察にもそういう人がいますけれども、殺しのプロだ、盗みのプロだと言ひまして事件現場に夜の夜中であらうともばつと駆けつける。やっぱ若いころ鍛えている体力があるからできるんでしようけれども、そういう事件を解決して住民との信頼関係を保つていく、こういう仕事が警察では十分に評価されているわけであり

自衛隊の若年定年制というのは何だと、これを考えてみますと、古い発想から来ているんですね、戦争は若い者がやるものだ。吹雪の中、砂漠の中を鉄砲を担いで行進していつて、三日三晩飲まず食わずで頑張つて、敵と遭遇すれば戦争をする、これは若い者の仕事だ、年寄りにはとてもできない、こういうことから若年定年制ということが何ら反省も加えられずにずっと来ている

だろうと思ひます。

しかし、今の話にも出ましたけれども、これらの戦争はもう全然タイプが変わつていゝらうと思ひます。シミエレーション戦争、コンピュータ戦争と言つてもいいし、体力を使う人は使う、若い世代はその方面で頑張る、それから比較的四十、五十になつたような年配の人は、その持ち味を生かしてその持ち場、持ち場で頑張る。幾らでもそういう仕事があるらうと思ひます。

今日四十、五十、あるいは六十の人を老人扱いしたらみんな怒るでしょう。何を考へているんだ、我々年をとつてもまだ若いやつらには負けぬと、こういう時代ですから、そういう時代に合わせた定年制というのを考へていかれてはどうだろうか、こう思ひます。

とつきの質問でございますので、野呂田長官、とつきの回答で結構なものでありますけれども、どうです、この若年定年制の見直しということ野呂田案とでもしまして提案してみたらどうでしょうか。長官、これが実現したら、長官の名前、野呂田という名前が、いいか悪いか知りませんが、自衛隊史の上にさん然と輝くんじやないでしょうか。

真剣に考へて、皆さんの意見も徴集して、若年定年制は、もうこういう時代だから見直そうということを考へられたらいかでしょうか。直接お答え願ひます。

○国務大臣(野呂田芳成君) 昔、褒め褒めとられる徴兵検査という言葉がありました、今の佐藤委員のお話を聞いておると、私も何となくそのお気持ちがかかります。

定年制というものはもう少し必要に応じて延ばしてもいいんじゃないかと思ひますが、一方において、さつき委員もおっしゃつたとおり、体力的にきつい業務に従事する者がいないとこれは防衛になりませんので、そういう者も必要とする以上は若年定年制というものをしかなるを得ない面もあるということで、御意見を十分しんじやくしながら対処していきたい、こう思つております。

○佐藤道夫君 実は、私の提案を真剣に考へておられないんじゃないでしょうか。

若い人は若い人なりに現場で頑張る、それから年配者はそれなりにまた持ち味を生かしてそれぞれポストポストで自衛隊のために頑張つていく、そういうことを考へられたらどうか、こういうことでありますから、真剣に少し取り上げて考へてみてください。

次の問題に移ります。

N E Cの問題でありますけれども、実はこの前、当委員会での質疑の中で長官が、「とにかくよく先生が引用されます宇宙事業団の過払い事件が五カ月程度で終わったということでありまして、と、こういう発言がほかに出てきています。

これは私、大変意外でありまして、私、こんなことを引用したことは一回もないんですよ。なぜ私の名前がここで出てきたのか。

これは何か、宇宙開発事業団は五カ月かかったのだから五十年もかかるんだという、何か弁解の種として利用されているのかと。私、大変心外なものですから、私、これをいつどの場で発言しているんでしようか、こんなことを。

○国務大臣(野呂田芳成君) ちよつと私も今具体的にいつどこでと言われるとわかりませんが、よく調べてひとつお答えしたいと思ひます。

○佐藤道夫君 私、絶対にこんな発言はしておりませんから、速やかに訂正してください。これ、大臣の発言というのは大変重く世間は受けとめま

すからね。ああ、佐藤議員はこんな発言をしているのかと皆さんが思われたら私大変迷惑です。それからもう一つ、これはこの前もちよつと指摘したんですけれども、これも野呂田発言なんですけれども、「防衛庁にそういう計算もできない、中身のチェックもできないなんという、できる職員がいらないなんというのはこれは暴言でありまして、と長官はおっしゃつておる。私の発言をとらえて暴言と言う、これは容易ならざるお言葉であらうかと思ひます。

これは私、前回も釈明しましたけれども、これは長官の三月九日の当委員会での発言をとらえて私は言つてゐるわけで、あの際も引用しているはずでありまして、「私どもの方に原価計算とか工数をやれる者がいないものですから少し時間がかかっている」と。

この発言をとらえて、何だこれ、原価計算もできないのか、工数計算もできないのか、そんなものなのかと。そんな人たちなら何年かかつてもしよやないのかというように私を私たしか言ひましたけれども、これをもし暴言とするならば、申しわけありませんけれども、これは長官の暴言なんです、私の暴言じゃありません。これも訂正していただきたいと思ひます。私が何か議会で暴言を吐いたというふうに国民から思われたら、私、立つ瀬がございません。

○国務大臣(野呂田芳成君) これは本当じやないかと思ひますが、七月二十七日の外交・防衛委員会、委員の方から、原価計算もできない、工数計算もできない防衛庁職員で国防衛ができるのか、無責任としか言ひようがないという御発言がありましたから、私はそれに誠心誠意答へたものであります。

○佐藤道夫君 私の言つてゐることを聞いておられないんですか。

私の言つたことは、三月九日付の長官の発言を引用して言つたんだと。ですから、これが暴言だと言ひには、長官が暴言を吐いてゐるんですよ、私じゃございませんよ。そういうことを私は言つてゐるんです。

○国務大臣(野呂田芳成君) 詳細に検討した上で、私の発言に不穏当なところがあれば謝りたいと思つております。

○佐藤道夫君 では、次に進みます。

N E Cの水増し請求問題が十一月に発覚して、今日までもう数カ月かかつておる。何とか年末まではと、こういうお話でありますけれども、年末、大丈夫でございますしうか。

○国務大臣(野呂田芳成君) 先ほど来お答えして

いるとおり、年末までに仕上げたいと思っております。

今、NECの問題を検討するために専門家のチームを設置いたしまして、原価計算部門の課長クラスなど十五名がメンバーとして参加するとともに、原価計算第一課長をヘッドに、ペテランの課長補佐クラスを初め常時約三十名体制でこの問題に取り組んでおりまして、十五名のほかに三十名でありますから四十五人、その他十名ほど増員して作業に当たらせており、また原価計算部門の隊員も約二十名、調査作業に従事させております。合わせて約百名のメンバーで今、昼夜を分かたず頑張らせておりまして、これに外部の公認会計士のコンサルティングを受けることにして、年内に何とか解決したい、こういうことであります。

○佐藤道夫君 犯罪というのは、水増し請求は詐欺ですから、犯罪というものは犯罪をやった者が一番よくわかってるわけですから、調べるまでもなく、大体のことはもうわかっているわけですね。これはNECが自首してきたと言っているいい、十一月五日です。そして、十一月六日に防衛庁がその詳細を発表したところ、それはそのとおりである、反省している、それから防衛庁の調査には全面的に協力する、こういう談話までNECは発表している。

これは、だれが考えましても、最初に、しかも二重帳簿までつくってやっていたというんですから、二重帳簿と本来の帳簿とを照合すれば、こんなものはコンピュータ計算で恐らく三日か一週間もあればできることなんです。

ですから、とりあえずNECに対して、自分たちがやったというその犯罪を調べてもらって書を出しなさい。期間はいついつ、一カ月なら一カ月と、こういうふうな言明しまして、そのときまで持つてくるでしよう。

それについて、防衛庁が原価計算や工数はできないと言わなければならないから、外部の公認会計士にでもお願いしましてこれを点検させて、大体これでいいですよとかあるいはもう少し追加し

てこの点を調べた方がいいんじゃないでしょうかと、こういう示唆を受けて調査を進めると。宇宙開発事業団はどうもそういうやり方をしたみたいですね。

率直に申し上げまして、帳簿の見方もよく知らない、原価計算もできない、そういう人たちが何十人集まったって、調査はなかなか進まないでしよう。どうしてNECにまづもってやらそうとしなかったんですか。おかしいと思えないんですけれども。

○国務大臣(野呂田芳成君) NECは、二重帳簿の存在は認めただんですが、どの部分でどのくらいの水増しがあるか等の詳細については認めているわけじゃありません。

この種の事件は、現在でも既に差益の返還を求めているところと訴訟が起こっているわけですから、私ももとしましては、宇宙開発事業団方式で仮にNECがこうだと言ったって持ってきたら、それをうのみにして、後で裁判になった場合に全くでたらめだったということになれば、これはまた国会や国民に対して申しわけないということで、結局は全体について防衛庁が責任を持って調査しない、うのみにして受けるということではできない。ですから、宇宙開発事業団方式をとっても結局は二重手間になりますから、私ももとしましてはみずからこの事態を究明したいということでも今やっている次第でございます。

○佐藤道夫君 またお言葉ですけれども、うのみにしろなんということは私一言も言っておりませんよ。

まず、基礎資料はNECから提出させなさいと。それに基づいて、専門家にでもその資料を見させて、これがいいのか悪いのか徹密に検査をしなければいけません。こういうことを言っているわけですね。基礎資料から何から防衛庁がやっていると、大変おかしいじゃないかということをやっているだけですよ。

それから、最終的に意見がもし食い違えばそれは裁判に持ち込まれていく、これは当然ですから、

裁判をする権利というのは国民の権利ですから、それは何も防衛庁の責任問題にまで波及するなんてことはあり得ませんよ。そんなことはおつきの者に聞けばすぐわかるでしよう。裁判が起きて、それはそれで仕方がないことですよ。それだけの話なんです。ちよっとおかしいと思います。いずれにしても、年内に結論を出すということではありませんから、その結果を心待ちにしております。私、若いころから、よく言えば大変粘り強い、悪く言えばしつこい、こう言われたタイプですから、なかなかこの問題はあきらめませんから、どうかそういうおつもりで対応してください。お願いいたします。

それから最後に、NECからの政治献金の問題にちよっと触れさせていただきます。

これは前にこの委員会が長官にお尋ねしましたら、ここに議事録もありますけれども、「その道の権威者である佐藤委員からそういう申し入れがあった」ということは党の幹部にも申し入れておきたいと思えます。要するにNECからの政治献金はもうきつぱりやめなさいと私がこう言ったことに対するお答えが、党の幹部に申し伝えたと、こういう返事になっております。

もうこれから半年近くたつておるんですから、党の幹部に申し入れてその結果がどうなっているのか、それをちよっと披露していただきたいと思えます。

○国務大臣(野呂田芳成君) ひとつお断り申し上げておきたいと思えますが、これはあくまでも献金を行う企業と献金を受ける政治団体との関係でありまして、私が余りとやかく言えるような話じゃないと思えますが、その答弁にありまうとおり、党に申し入れないのかということも言われまして、党の三役に申し入れたということを申し上げたわけでありまして。

その後どうなったかについては、ついせんたつて経理を預かっている事務局に伺いましたら、これとはまだ献金を受けていないと、これから先はどうかと言ったらわからないという話であったと

いうことを申し上げておきます。

○佐藤道夫君 そういたしますと、これから先も自民党とすれば受け入れる可能性は持つておる、こういうふうな理解してよろしゅうございませぬ。

○国務大臣(野呂田芳成君) それは私の口からはそんなことを言える立場にないわけでありまして、だれか総裁が何かでなけりやお答えできないと思えますので、ぜひひとつ。

○佐藤道夫君 防衛庁長官であり自民党の有力議員のお立場を聞いておるわけですよ。防衛庁絡みで水増し請求事件があった、それについて私は何も言える立場にない、そんなことが言えるんではどうか。むしろ長官の方から党に対して、もうやめてくれと強く申し入れる、それは当たり前のことじゃないでしょうか。私はそう思います。

○国務大臣(野呂田芳成君) ぜひやめてくれということは申し入れたということは先ほど申し上げたとおりであります。それ以上、私がやめさせる権限がないということをお願いしているわけでありませぬ。

○佐藤道夫君 最後に。

権限の問題じゃなくして、これはモラルの問題だと言つてもいいと思うんです。そういうふうな受けとめてください。そんな小役人のような、権限があるとかないとか、そんなことを私は聞いてはいるわけじゃないんですから。政治家のモラルの問題だと、こういうふうな受けとめてください。これは、後ほどまたお尋ねいたします。

○国務大臣(野呂田芳成君) よく承つておきます。

○委員長(河本英典君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

自衛隊法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(河本英典君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案とおり可決すべきものと

決定いたしました。

この際、田村君から発言を求められておりますので、これを許します。田村秀昭君。

○田村秀昭君 私は、ただいま可決されました自衛隊法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

自衛隊法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、適切な審査を経た上で自衛隊員の再就職を促進することが我が国の防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について、検討の上善処すべきである。

一 再就職の承認に関する本法の運用に当たっては、大多数の自衛官は、企業等と直接関係のない防衛関係の職務に任じているという実態及びその職務や任用形態の特殊性等を踏まえ、自衛官が自信と誇りを持って職務に精勵し、安んじて再就職できるよう特段の配慮を行うこと。

また、再就職支援のための施策以外の施策についても適切な組織の設置等も含め、検討すること。

二 再就職の承認についての具体的基準を定めるに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なきを期すとともに、特に、若年での定年退職を余儀なくされる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(河本英典君) ただいま田村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河本英典君) 多数と認めます。よって、田村君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野呂田防衛庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。野呂田防衛庁長官。

○国務大臣(野呂田芳成君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして十分配慮し、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(河本英典君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河本英典君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(河本英典君) 速記を起してください。

それでは、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

第十九号中正誤

ペジ 段行 誤 正

二 四 八 終わり 捜査 操作